

令和5年4月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年1月26日

判 決

5

原 告

デニズ・

(DENIZ)

同訴訟代理人弁護士

大 橋 毅

岡 本 翔 太

10

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

国

同代表者法務大臣

齋 藤 健

同指定代理人

本 村 行 広

河 本 岳 大

迎 雄 二

蒲 地 康 成

宮 崎 喜 昭

15

主 文

20

1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成31年1月

20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを50分し、その49を原告の負担とし、その
余は被告の負担とする。

25

4 この判決は、第1項に限り、本判決が被告に送達された日から1

4日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告

が原告のために22万円の担保を供するときは、その仮執行を免れ

ることができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は、原告に対し、1113万2805円及びうち1076万0805円
に対する平成31年1月20日から支払済みまで、うち37万2000円に対
する同年2月5日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払
え。

第 2 事 案 の 概 要

1 本件は、法務省入国者収容所東日本入国管理センター（以下「東日本セン
ター」という。）に収容されていた原告が、東日本センターの入国警備官らにお
いて、①原告を居室から処遇室に連行した上で、原告を制圧し、戒具を使用す
るなどして、原告に対して有形力を行使したこと、及び②原告に対し、隔離措
置を講じたこと、並びに東日本センター所長において、③前記①に係る原告の
不服申出について「理由あり」と判定したにもかかわらず、被収容者処遇規則
（昭和56年法務省令第59号。ただし、平成31年法務省令第7号による改
正前のもの。以下「処遇規則」という。）上の必要な措置を講じなかったこと
が、いずれも違法である旨主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づ
き、1113万2805円及びうち1076万0805円（前記①及び②の行
為による損害額）に対する平成31年1月20日（前記①の不法行為の後の日）
から支払済みまで、うち37万2000円（前記③の行為による損害額）に対
する同年2月5日（東日本センター所長が原告の不服申出について「理由あり」
と判定した日の翌日）から支払済みまで、いずれも平成29年法律第44号に
よる改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案で
ある。

2 関係法令等の定め

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）、処遇規則、被収容

者に対する隔離要領について（通達）（平成15年3月3日付け法務省管警第90号法務省入国管理局長通達。乙4。以下「隔離要領」という。）その他本件に関する法令等の定めは、別紙1「関係法令等」のとおりである。

- 3 前提事実（争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、乙12に記録された「①ホールカメラ23時50分～24時06分」、「②ホールカメラ24時25分～24時36分」及び「③ハンディカメラ0時30分～1時06分」と題する各動画データは、それぞれ、「乙12①」、「乙12②」及び「乙12③」と表記する。）

(1) 原告について（乙1、2、7、30）

原告は、1979年2月27日にトルコ共和国（以下「トルコ」という。）で出生した、トルコ国籍を有するクルド民族の男性であり、平成19年5月10日、在留資格を「短期滞在」、滞在期間を90日とする上陸許可を受けて本邦に入国した。

原告は、在留資格の更新又は変更を受けることなく、同年8月8日を超えて本邦に不法に滞在したため、平成20年4月17日、入管法違反（不法残留）の被疑事実により現行犯逮捕された。

原告は、上記被疑事実について不起訴処分となった同月28日以降、東京入国管理局（現在の東京出入国在留管理局。東京出入国在留管理局及び東京入国管理局を以下「東京入管」という。）主任審査官が発付した收容令書により東京入管收容場に收容され、同年6月16日以降は、東京入管主任審査官が発付した退去強制令書（以下「本件退令」という。乙2）により引き続き東京入管收容場に收容され、平成21年1月19日、仮放免許可を受けた。

原告は、同年9月以降、3回にわたる逮捕や、東京入管收容場等への收容及び仮放免を経て、平成28年5月15日から本件退令により東京入管收容場に收容され、平成29年2月2日、東日本センターに移送、收容された。

原告は、平成31年1月18日当時、東日本センターの3寮Bブロックに

ある3寮B202号室（以下「本件居室」という。）に収容されており、その頃、原告の身長は177.6センチメートル、体重は約74キログラムであった。

原告は、令和元年8月2日、仮放免許可を受け、同月10日、本件訴訟を提起した。その後、二回ずつ収容と仮放免許可が繰り返された。

なお、原告は、平成19年12月27日以降、少なくとも4回にわたり、法務大臣に対し、難民認定申請をしたが、いずれも、不認定処分を受けた。

(2) 平成31年1月18日から同月19日にかけて行われた入国警備官らによる原告に対する有形力の行使

ア 本件居室から処遇室への連行（乙10、乙12②）

原告は、平成31年1月18日（平成31年中の日付については、以下、「平成31年」の記載を省略し、単に「1月18日」などと表記する。）午後11時45分頃、就寝時刻を過ぎても入眠できなかったため、入国警備官に対し、鎮静剤（常備薬であるパンセダン）の服用を申し出たが、この申出を受けた入国警備官は、同日午後11時51分頃、本件居室（3B202号室）前に赴き、原告に対し、原告は精神神経安定剤であるクロルプロマジンの処方を受けているため、パンセダンを服用することはできない旨説明した。

原告は、この説明に納得せず、大声をあげたり、本件居室の扉を蹴ったりしたため、入国警備官は、処遇規則17条の2に基づき、原告に対し、上記行為の中止を命じたが、原告は、大声を発し続けた。その後、応援に駆け付けた入国警備官らが原告に対してパンセダンの服用の可否を薬剤師に確認する旨告げると、原告は、徐々に落ち着きを取り戻した。

入国警備官らは、1月19日午前0時26分頃、本件居室前に赴き、原告に対し、パンセダンを交付することはできない旨を説明したところ、原告は、これに納得せず、大声で叫び続けた。

5 入国警備官らは、本件居室の扉を開き、原告に対し、3 寮B 処遇室（以下「本件処遇室」という。）に移動するよう指示し、その後、本件居室に入室して、着座している原告の両腕を抱えるなどして処遇室に連行しようとしたが、原告は、これらをいずれも拒否し、原告に対してパンセダンを
10 交付しない理由を本件居室内で説明するよう、大声を出して繰り返し求めた。

このやり取りの中で、東日本センター処遇部門副看守責任者である
15 入国警備官（以下「入国警備官A」という。）は、原告による暴行行為があったとして、「暴行」と発声し（以下「本件暴行発言」という。）、入国警備官Aら6名は、同日午前0時35分頃、入国警備官Aの指揮の下、
20 処遇規則17条の2の措置として、原告の両腕及び両足を持った状態で原告の体を抱え上げて運ぶようにして、本件居室から本件処遇室に原告を連行した（以下「本件連行」という。）。原告は、入国警備官らに四肢をつかまれて本件処遇室に運ばれている際、入国警備官が着けていた眼鏡を手
25 に持ち、「これ誰の。」と述べた。

（なお、後記第3の1のとおり、本件暴行発言に先立ち、入国警備官らが原告の手首をつかんで可動域を超えるような形で手首を曲げたり、原告を押し倒し、膝をつく形で原告の身体の上に乗る、体重をかけて押さえつけたりするなどの有形力を行使したか否か、本件連行に先立ち、原告が入国警備官Aの腹部を足で蹴ったり、入国警備官Aらの識別票、帽子及び眼鏡
30 を取ったりするなど処遇規則違反の行為を行ったか否かについては、当事者間に争いがある。）

イ 本件処遇室における制圧行為（乙10、12③）

25 入国警備官らは、原告を本件処遇室に連行した後、原告をうつ伏せの状態にし、1月19日午前0時36分、原告に対し、後ろ手に第一種手錠（処遇規則20条1項1号、戒具の使用要領第2章第2節1）を掛けた上、原

告の四肢を床に押さえつけるなどして、原告を制圧した（処遇室における入国警備官らによる原告の一連の制圧行為を以下「本件制圧行為」という。なお、後記第3の1のとおり、本件制圧行為の態様について、当事者間に争いがある。）。

5 (3) 本件隔離措置（乙8の9、乙10、12③、乙15、17）

東日本センター処遇部門看守責任者である[]入国警備官（以下「本件看守責任者」という。）は、処遇規則18条2項に基づき、原告に対し、緊急に隔離を行うこととし、入国警備官らは、1月19日午前0時56分頃、原告を7寮保護室（以下「本件保護室」という。）に連行して、同室に隔離した。

10 本件看守責任者は、同日午前1時11分、原告の第一種手錠を解除させ、同日午前9時56分、原告を7寮単独2号室に移動させた。

東日本センター所長は、1月23日、その後の原告の言動は落ち着いており、隔離を続ける必要性はないものとして隔離措置を中止することとし、同日午前10時05分、原告に対して隔離中止を言い渡し、同日午前10時14分、原告を7寮単独2号室から本件居室に移室させた（本件保護室への隔離を含め、この一連の隔離措置を以下「本件隔離措置」という。）。

15 (4) 本件不服申出等（甲2、乙18から20）

原告は、1月21日、東日本センター所長に対し、本件連行及び本件制圧行為等の際、ビデオカメラでの録画が開始される前、入国警備官から暴行を受けたなどとして、処遇規則41条の2第1項に基づき、不服申出書を提出した（以下「本件不服申出」という。）。

20 東日本センター所長は、事実関係を調査した上、2月4日、本件不服申出に理由がある旨の判定をした（以下「本件判定」という。）。東日本センター総務課渉外調整官の[]法務事務官（以下「[]調整官」という。）は、同日、原告に対し、本件判定の結果を告知するとともに、本件不服申出

のうち、入国警備官Aが親指で原告の首を押し続けたこと及び原告の腕を後ろに上げて苦痛を与えたこと（これらを併せて以下「本件各不当行為」という。）は不当な行為であり、申出に理由があるとの判定となったが、その余については理由がないとの判定であったなどと、本件判定の内容を説明した。

東日本センター所長は、同月5日、東日本センター処遇部門首席入国警備官に対し、本件不服申出に関して注意喚起を行うとともに再発防止に努めるよう、書面（乙20）により指示をした（本件判定後、東日本センター所長等が処遇規則41条の4に基づき執った措置をまとめて以下「本件事後措置」という。）。。

3 争点

- (1) 入国警備官らの原告に対する有形力の行使は、国家賠償法上違法か（争点1）
- (2) 本件隔離措置は、国家賠償法上違法か（争点2）
- (3) 本件事後措置は、国家賠償法上違法か（争点3）
- (4) 原告の損害の有無及びその額（争点4）

第3 争点に対する当事者の主張

- 1 入国警備官らの原告に対する有形力の行使は、国家賠償法上違法か（争点1）

【原告の主張】

- (1) 入管法61条の7が被収容者に関して「保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えなければならない」と定めており、被収容者の自由の制約を行う措置について謙抑的に行うべきことが要請されていることからすると、処遇規則に基づく制止等の措置や隔離措置のような権力的事実行為に関しては、①実力行使の要件として法令で定められた根拠事由が形式的に具備される必要があるのみならず、実力行使をしてでも解消すべき危険が発生しているかという観点から、要件充足性について厳格に解釈すべきであ

るし、②比例原則や処遇規則の定め等からすれば、選択された実力行使は、必要最小限度のものに限って許容されると解すべきである。

(2) 入国警備官らは、1月19日午前0時30分頃以降、次のとおり、本件居室や本件処遇室において、原告に対して有形力を行行使しており、これらは、
6 処遇規則に定める要件を形式的にも実質的にも満たさず、また、必要最小限度のものとはいえないから、いずれも国家賠償法上違法である。

ア 入国警備官らは、原告が処遇規則違反の行為をしていないのに、本件居室において、原告の手首を曲げたり、仰向けになる原告の上半身を膝で押さえ付けたりといった有形力を行行使した上で、原告の四肢及び頭部をつか
10 んで持ち上げ、原告を本件居室から本件処遇室に連行した（本件連行）。

原告が大きな声を出していたのは、原告自身に対する処遇を改善することを目的とするもので、その内容も「何で。」、「何でここで説明しない。」などといった、抗議の範疇を出ないものであり、「迷惑行為」（処遇規則7条1項4号）に当たるものではない。原告は、入国警備官Aの腹部を蹴
15 ったことも、入国警備官Aらの識別票、帽子及び眼鏡を取ったこともなく、暴行行為も器物損壊行為もしておらず、遵守事項違反行為をしていないから、本件連行は、処遇規則17条の2の要件を欠く。また、その態様をみても、原告の四肢の自由な動きを完全に封じるものであり、原告に傷害が生じるおそれが高く、かつ、原告に恥辱を感じさせるものである上、原告
20 を説得したり両腕を抱えて連行したりといった、上記のような態様を回避する手段が検討されておらず、必要最小限の実力行使とはいえない。

イ 入国警備官らは、原告を本件処遇室に連行し、四肢をつかんだ手を放さず仰向けの状態で原告を固定した後、原告の体をひっくり返し、うつ伏せの状態にした上、後ろ手に手錠を掛けた。

原告が入国警備官Aを蹴った事実はないこと、本件処遇室に運び込まれた時点で原告は抵抗していなかったこと、原告が眼鏡を握っていることを
25

危険視した入国警備官Aの判断が誤っていること等からして、原告に対して戒具を使用し、しかも、後ろ手に手錠を使用したことは、戒具の使用要領に反するとともに、必要最小限度の措置とは認められないから、必要性、相当性を欠き、比例原則にも違反する。

5 ウ 入国警備官らは、本件処遇室において原告に対して後ろ手に手錠をかけた後、違反行為は継続しておらず、原告が違反行為を行う高度の蓋然性はなかったから、処遇規則17条の2の要件を欠いているにもかかわらず、原告の四肢や頭部をつかむといった拘束行為を継続した。

10 エ 前記イやウに対し、原告が「何やってるの、あなたたち。」、「殺される。」、「やめて。」などと抗議をすると、入国警備官は、原告の抗議を中止させるという許されない意図の下、比例原則に反し、素早く、革手袋をつけた手で原告の口と鼻を塞ぐという危険な行為を行った。

15 オ 入国警備官Aは、本件処遇室において、後ろ手に手錠を掛けられ、かつ、四肢及び頭部を押さえつけられ、固定された原告に対し、左手で原告の顎下をつかみながら、右手の親指をねじ込むような動きで原告の左顎関節の辺りに食い込ませ、20秒以上にわたり、指を押しつけた。

20 これは、原告に痛みを与えることを意図して行われたものであり、処遇規則17条の2の制止等の措置の範疇を超えている上、当時、原告に対する制圧は完了していたから、上記行為は、原告の制圧の達成という目的との間で関連性がなく、比例原則にも違反する。

25 カ 入国警備官Aは、本件処遇室において、原告の後ろ手に掛けられた手錠の鎖を引っ張り上げて原告の手首に手錠を食い込ませた上、原告を押さえつけている他の入国警備官らに加わって、後ろ手に回されている原告の手首を原告の腰の位置に固定したまま、原告の左肘に手をかけ、体重をかけて左方向に開くように押さえつけ、原告の肩関節を痛めつけた。

キ 入国警備官Aは、本件処遇室において、右親指を原告の背骨上部付近に

強く押しつけてねじ込んだ。

ク 原告の上半身を押さえていた入国警備官Aを含む入国警備官らは、本件処遇室において、後ろ手に手錠を掛けられている原告の腕を原告の頭の方
向へ押し上げ、原告の腕と肩の関節を無理な形に締め上げた。さらに、原
告の真後ろで両腕を締め上げていた入国警備官Aは、そのまま腰を上げ、
原告の両腕を上方向へ上げつつ、原告の上半身に体をかぶせ、原告を無理
やり前屈させるような形で押さえつけた。

これら力ないしクの各行為は、上記オの行為と同様、処遇規則17条の
2の制止等の措置の範疇を超えている上、原告の制圧という目的との間で
関連性がなく、比例原則にも違反する。

(3) 被告の主張に対する反論

ア 本件連行及び本件制圧行為は、原告がパンセダンの交付を希望したのに
交付されず抗議したことが処遇規則7条1項4号の違反行為（迷惑行為）
に該当するとして、制止等の措置が講じられたことに端を発している。

この点、乙10には入国警備官らが1月19日午前0時に薬剤師にパン
セダンの服用可否について確認した旨の記録があるが、確認自体の記録は
証拠として提出されておらず、また、医師に確認せず薬剤師に確認するこ
とは不自然であり、確認したことに疑いがある上、仮に、薬剤師に確認し
たとしても、入国警備官らは、当時既にクロルプロマジンの処方が中止さ
れていたことを見落とし、これが処方されているとの誤った前提の上で説
明をしたのであるから、薬剤師の回答はパンセダンの不交付を正当化する
ものではなく、原告に対してパンセダンの交付を拒否する理由はなかつ
た。

したがって、原告による上記抗議には理由があったものであり、原告の
声が多少大きなもの、継続的なものであったとしても、それは入国警備官
の誤りに起因するものであり、それが正されれば抗議もしなかったのであ

るから、処遇規則 7 条 1 項 4 号の迷惑行為に該当しないものとみるべきであり、仮に該当するとしても、実質的な危険性はなかった。

イ 原告が本件居室の扉を蹴ったのは、入国警備官らが入室する 30 分以上前である 1 月 18 日午後 11 時 55 分頃に入国警備官の注意をひくために一回蹴っただけであり、扉は損壊していないし、同日午後 11 時 58 分の時点で原告は徐々に落ち着きを取り戻し（乙 10）、原告の抗議は終了しており、入国警備官らも原告が扉を繰り返し蹴るおそれがあるとは認識していなかったから、入国警備官らが有形力の行使を開始した時点では、器物損壊を「しようとする場合」（処遇規則 17 条の 2）に当たらず、これを「企てる」（処遇規則 18 条 1 項本文）状況にもなかった。

ウ 被告は、本件暴行発言前、原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたところ原告が四肢に力を入れるなどして激しく抵抗したなどと主張するが、入国警備官らは、本件暴行発言に先立ち、次のように違法に有形力を行使しており、原告が四肢に力を込めていたのは、恐怖心や痛みなどから自然と生じる防御反応にすぎないのであって、制止等の措置や隔離の根拠事由となるような危険な状態ではなく、職務執行への妨害や反抗には当たらない。

すなわち、入国警備官 A は、原告の手首をつかみ、手のひら側に可動域を超えるような形で手首を曲げ、原告に痛みを与え、このとき、別の入国警備官は、原告の方を押さえつけていた。また、入国警備官 A は、床（マットレス）上に原告を押し倒し、仰向け状態になった原告のおへそよりやや上の部分に膝をつく形で原告の身体の上に乗る、体重をかけて押さえつけた。このとき、他の 2 人の入国警備官がそれぞれ原告の肩と足をつかみ、原告の動きを押さえつけていた。

エ そして、原告は、入国警備官らによる前記ウの有形力の行使を受け、本件暴行発言後に本件連行されるまでの間、入国警備官の腹部を蹴ったり、

入国警備官が身に着けていた識別票や帽子を奪い取ったりしたことはなく、少なくとも、故意にこれらの行為を行ったことはない。

仮に、原告が入国警備官Aの腹部を足で押し返したなどの事実があったとしても、それは前記ウのような違法な有形力の行使を回避するために行った最低限の防御行為であって正当なものであるし、帽子や識別票の奪取は「暴行」すなわち身体に対する不法な有形力の行使に当たらず、とっさにされた軽微な行為にすぎない。また、識別票は、上方向への圧力が加われば容易に外れるものであって、胸に着けていた識別票が落ちていたからといって、原告が奪取したとの推測は論理性を甚だ欠くものである。

さらに、原告は、眼鏡を握っていた時、四肢と頭部を入国警備官らにかまれ持ち上げられていたから、入国警備官がかけていた眼鏡をつかむことは困難であるし、眼鏡を危害に用いる意思があるのならば、「これ誰の。」などと発言するはずもない。

以上のように、当時、原告につき、制止等や隔離を必要とするような危険な行為はなかったから、制止等の措置の事由や隔離事由はなかった。

【被告の主張】

- (1)ア 国家賠償法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、公権力の行使に当たる公務員の行為が、たとえ個々の国民の権利又は利益を侵害することがあったとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されるものではなく、当該公務員が損害賠償を求めている個々の国民との関係で、その権利又は利益を保護すべき個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該公務員がその職務上の法的義務に違反した場合、すなわち通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である。そして、

公務員が個々の国民との関係で負担する職務上の注意義務に違反したか否かは、当該公務員が職務行為をした時点を基準として判断されるべきである。

イ 入国者収容所等における入国警備官らによる有形力の行使については、
処遇規則 17 条の 2 が「入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。」と規定し、隔離措置については、処遇規則 18 条 1 項が被収容者が同項各号に該当する行為をするなどした場合に期限又は隔離の必要がなくなるまで隔離することができる旨規定している。他方、入国警備官は、入国者収容所等の警備を職務とし（入管法 61 条の 3 の 2 第 2 項 3 号）、保安上の事故防止の職責を負う（処遇規則 14 条）ものであるから、被収容者に入国者収容所等における規律・秩序及び保安を維持するために必要な遵守事項を遵守させる必要がある。

このような関係法令の各規定からすれば、入国警備官による有形力の行使や隔離措置は、処遇規則 17 条の 2 及び 18 条 1 項への該当性に加えて、その当時の必要性の程度等を考慮した上、被収容者の性向、行状、収容場内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。そして、有形力の行使について、「合理的に必要と判断される限度」（処遇規則 17 条の 2）か否かは個別の事案ごとにその具体的な事情を総合して判断することとなるが、「判断される」との文言があることからすれば、合理的に必要と判断される限度か否かの判断は、純粹に事後的・客観的な判断によるという趣旨ではなく、入国警備官がその当時の状況において制止等の措置が必要であると判断したことが社会通念に照らして合理的か否かによることとなるというべきであり、また、このように解することは、公務員が個々の国民との関係

で負担する職務上の法的義務に違反したか否かは当該公務員が職務行為をした時点を基準として判断されるべきであることとも整合する。

- (2) 以下に述べるとおり、入国警備官Aらは、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したものではないから、国家賠償法上、違法と評価することはできない。

ア 原告を本件処遇室に連行したこと（本件連行）について

入国警備官は、パンセダンの服用を求める原告に対し、原告の不眠時就寝前のクロルプロマジン錠の処方是一部中止されておらず、薬剤師からパンセダンを服用させることができないとの回答を得たため、パンセダンを交付できない旨を繰り返し説明したが、原告は、1月18日午後11時51分頃から同月19日午前0時30分頃にかけて、入国警備官の中止命令を無視して常備薬の服用を求めて大声で自己主張を繰り返すなどをし続け、また、本件居室の扉を蹴る行為に及んだ。原告の上記行為は、深夜の時間帯に他の被収容者の安眠を妨害するものとして「他人に対する迷惑行為」（処遇規則7条1項4号）に該当するとともに、「収容所等の設備、器具その他の物を損壊」（同項5号）する行為にも該当し得る行為である。原告がこのような迷惑行為に及び、中止命令にも従わなかったことから、入国警備官は、原告に上記行為をやめさせ、説諭するなどして落ち着かせて生活指導を行うため、「合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置」（処遇規則17条の2）として、原告の両腕を抱えるなどして本件処遇室に連行した。入国警備官らが本件暴行発言に先立ち原告の手首をつかんで可動域を超えるような形で手首を曲げたり、原告を押し倒し、膝をつく形で原告の身体の上に乗し、体重をかけて押さえつけたりするなどの行為をしたという事実はない。

原告は、深夜の時間帯であったにもかかわらず、大声で叫び続け、他の収容者の安眠を妨害する迷惑行為をするなどしており、騒擾に発展しかね

ない状況でもあったことから、収容所内の秩序維持のためにも入国警備官が早急に原告を処遇室に移動させる必要性、緊急性があった。そして、原告が長時間にわたって入国警備官らの説得を聞き入れず激しく抵抗した上で暴行に及んだこと、興奮状態にあったこと、過去に同収容者とのトラブルを多数発生させており、他の被収容者との関係が良好ではなかったことに加え、入国警備官に暴行したことにより隔離措置が見込まれていたことといった具体的な状況や事情を考慮すれば、入国警備官が複数名で原告を持ち上げて原告を本件処遇室へ連行したこと（本件連行）は、合理的に必要なと判断される限度の有形力の行使である。

イ 本件処遇室内で原告に戒具を後ろ手にする形で使用したことについて

入国警備官らが本件処遇室において原告に戒具を使用し、再三にわたって説得や中止を命令したにもかかわらず、原告は、興奮した状態で大声を発し続けて夜間の静謐を阻害した上、本件処遇室へ連行する際にも強く拒否して暴力行為に及んだ。また、それまでに原告が受けていた多数の制止等の措置や隔離措置の態様も考慮すれば、原告の抵抗が一時的に中止され小康状態になっていたとしても、原告が暴行、自損、器物損壊といった行為に及ぶおそれが具体的に存在した。さらに、原告は、当時、身長177.6センチメートル、体重約74キログラムであり、入国警備官らと比較して大柄な体格であった。

以上のような当時の状況からすると、原告が入国警備官Aに暴行を加えてから興奮状態にあり、原告が大声をあげつつ四肢に力を入れていた状態は、「自己又は他人に危害を加えること」、「収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること」（処遇規則19条1項2号及び3号）のおそれがある状態であり、戒具使用の必要性はあったのであって、戒具を使用する以外に入国警備官及び原告双方の受傷を防止する方法がないと入国警備官が判断したことは、社会通念に照らして合理的である。

また、入国警備官は、原告を本件保護室へ移室させた後、原告の興奮状態が収まり、落ち着いた様子が見受けられたため、戒具を解除しており、原告に戒具を使用した時間が35分間という限られた時間であったことからすると、戒具の使用は、必要最小限の範囲で行われたものである。

5 なお、戒具を両手前に施した状態は、そのまま両腕を前に突き出したり、振り上げたりして手錠の金属部分や手拳で殴打することが可能であり、四肢に力が入って抵抗している状態ではその可能性は高まり危険であることから、戒具を前とするか後ろとするかについては、当該被収容者のこれまでの行状、制止措置や隔離処分歴を考慮しつつ、使用時の当時の具体的
10 状況等によって判断すべきであるところ、原告が本件制圧後に四肢に力を入れたり、大声を発したりして抵抗していたという当時の状況からすれば、原告に対し後ろ手に手錠を施したことは、戒具の使用要領（乙5）に反するものではなく、戒具の使用基準（処遇規則19条1項）を満たすものであって、比例原則に反するものではない。

15 ウ 本件処遇室内において原告を制圧し、継続した行為について

入国警備官は、本件居室内において、再三にわたり入国警備官の中止命令に従わず興奮して大声を発し続け、本件処遇室への連行にも強く拒否して暴力行為に及んだ原告の一連の行為に対し、制圧を行ったものであり、このような原告の状態に加えて、原告が四肢に力を入れ、入国警備官の指示に
20 応じていない状況や、原告がそれまで多数制止等を受けていた際の状況等からすれば、制圧行為を解けば原告が即座に再度の暴行等、遵守事項の違反に及ぶ可能性があった。

また、原告は、本件制圧中、断続的に四肢に力を込めており、暴力行為
25 （処遇規則7条1項3号）に及ぶ危険性があったのみならず、器物損壊（同項5号）の危険性もあったし、これは、入国警備官らの職務執行を妨害する行為（同項8号）でもあった。

原告は、本件以前、東日本センターに収容中、居室扉等を蹴ったり殴打したりする、他の被収容者に詰め寄ったりつかみかかろうとする、「殺す。」「殴られたら殴り返せばいい。」「けんかをしてしまいそうになる。」と発言するのみならず、他人に対する暴力行為にも及んでいたものであり、このような原告の態度や言動からすれば、本件当時においても、原告が暴行等に及ぶ可能性は優に認められ、原告に暴行の可能性がなかったとか、暴行の可能性が軽微なものであったとみることは相当ではない。

エ 原告の口と鼻を塞いだことについて

入国警備官が原告の顎付近を押さえたのは、頭部保護を目的として原告の頭部を床に押しつけて固定したものであり、入国警備官の手の角度から、入国警備官が原告の口を塞いだ事実は認められない。また、原告の顎付近を押さえる入国警備官の脚部によって原告の口が塞がれたため、「空気が入らない」との原告の声が一時的に「くぐもった声」のように聞こえるのであり、入国警備官が脚部の位置をずらして以後、入国警備官の脚部と原告の口が離れ、原告の声が明確に聞き取れるようになっていることからして、入国警備官が原告の口を塞いだとは認められない。

以上のとおり、入国警備官が原告の口と鼻を塞いだ事実はない。

オ 原告の左顎の下を押さえつけた行為について

入国警備官Aが原告の左顎の下を押さえた行為は、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であり、必要かつ一定の合理性がある行為であった。

すなわち、原告が本件居室内における再三の中止命令に従わず、興奮して大声を発し続け、本件処遇室への連行も強く拒否して暴力行為に及んだことからすると、原告は興奮状態にあったし、本件処遇室内で上げる原告の叫び声は、原告の居室がある3寮収容区B側のみならず、3寮収容区A側内にまで響くほどの大音量（乙31）であり、依然として他の被収容者

5
の安眠の阻害という原告の迷惑行為が継続していた。入国警備官は、本件
処遇室で原告を制圧し手錠をかけた後、説諭を聞き入れさせるため、原告
を長座姿勢にしようとしたが、原告は、四肢に力を入れて長座姿勢になる
ことを拒否して抵抗した上、「何やってる。殺されるよ。あなたたち。私
に。やめて。」などと大声で叫び、興奮状態は継続した。入国警備官は、
入国警備官及び原告双方の受傷事故防止のため、一旦原告の頭部を保護し
て制圧した後、原告を再度長座姿勢にしようとしたが、原告は、「痛い。
腕痛い。やりすぎ」などと大声で叫び続け、興奮状態は継続した。

10
本件処遇室は他の被収容者が生活する寮に近接する場所にあり、当時深夜
でもあったため、原告が大声を出し続ければ、他の被収容者の安眠を妨
害するおそれや、ひいては騒擾を招くおそれがあったから、大声を出し続
ける原告を放置することはできなかったし、原告が興奮状態のまま隔離室
への移動を開始した場合、原告が移動途中の廊下やエレベーター内で突如
暴れるおそれがあった。したがって、原告をある程度落ち着かせ、可能で
あれば自力歩行を促した上で隔離室への移動を開始しなければならず、原
告の抵抗する気力をそぐ行為は必要であったし、入国警備官及び原告双方
15
の受傷を防止するためにも、原告の防声と鎮静化、すなわち、速やかに原
告の抵抗する気力をそぎ、ある程度落ち着かせる必要性が高かった。

20
入国警備官Aは、顎の下には痛みを強く感じる部分（痛点）があり、そ
の部分を押さえると口に近いことから、痛みによって瞬間的に声を止めさ
せる効果があると考え、原告に大声を止めさせ、収容所内の秩序を維持す
るとともに、適切な移動の実施のために原告を鎮静化させて話をするため
に上記行為をしたものであり、上記行為は、原告の抵抗する気力をそいで
脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であっ
25
て、押さえた時間が短時間であったことや、原告が受傷していないことも
併せ考慮すれば、一定の合理性があった。

5 以上のとおり、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況の下において必要かつ一定の合理性があったのであり、入国警備官Aが職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたものとはいえない。

カ 原告の左肘を押さえた行為について

6 原告は、長座からうつ伏せに姿勢を変更させられている途中、突如体を動かして入国警備官からの制圧に抵抗し、それにより原告を押さえていた複数の入国警備官の体勢が突如一斉に崩れるなどした。

10 そこで、入国警備官Aは、原告をうつ伏せにして左腕を押さえることにし、その際、手のひらが背中についている状態だと原告の手首を痛める可能性があったため、原告の手首を痛めないよう、手首と両腕の状態を確認して手錠の位置を調整すべく、手錠の鎖部分を持ち上げたが、これは、「引っ張り上げた」といえるような強い力によるものではない。

15 入国警備官Aは、原告の左肘を加減しながら短時間押したものであり、必要以上の力を込めて押さえていないし、一般的な肩甲帯の屈曲可動域（20度）を超えて原告の左腕を押さえつけておらず、入国警備官Aに原告に痛みを与える意図があったとはいえない。

20 したがって、入国警備官Aが原告の左肘を押さえつけた行為は、当時の状況において合理的に必要と判断される限度での有形力の行使であり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものではない。

キ 原告の背骨付近を右手で押さえた行為について

入国警備官Aは、前記の各方法でも原告が抵抗をやめず、原告の抵抗が激しさを増していたので、首の骨の付け根付近のくぼみを押して原告の抵抗を止めるため、原告の背中の上部を右手で押さえたものである。

25 入国警備官Aは、右手親指の表面を支点として人差し指から小指の4指の甲で原告の背中を押さえたにとどまるし、その押さえ方は、入国警備官

Aの指が原告の背中に置かれている程度のものであり、必要以上の力を込めておらず、入国警備官Aには原告に痛みを与える意図がなかった。

したがって、入国警備官Aの上記行為は、合理的に必要と判断される限度での有形力の行使であり、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然とされたものではない。

ク 後ろ手に手錠を掛けられている状態の原告の両腕を持ち上げた行為について

前記キの行為の後、原告が一旦鎮静化したため、入国警備官は、原告の上体を起こしたが、原告は、入国警備官の話を一向に聞き入れようとせず、自己主張を繰り返し会話ができない状態で断続的に大声をあげるようになっており、抵抗の意思がないとは認められなかった。

入国警備官Aは、このような原告に対する防声及び鎮静化のため、興奮状態にある原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、落ち着かせるべく、原告の両腕を持ち上げたものであり、一般的な肩の伸展（後方挙上）可動域（基本軸に対して50度）を超えて原告の両腕を持ち上げていないし、上記行為は長時間に及んでおらず、現に原告は受傷しなかったことからすると、このような方法には一定の合理性が認められる。

したがって、原告を確実に制圧しなければならない当時の状況において、入国警備官Aの上記行為は、具体的な状況の下で相当と認められる限度を超えるものではなく、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然とされたものでない。

2 本件隔離措置は、国家賠償法上違法か（争点2）

【原告の主張】

- (1) 隔離措置は、被収容者が普段用いている居室から隔離し、他の収容者との接触をすることができない隔離室に強制的に移動し、指定された時間、滞在をさせる措置であり、隔離要領においても、隔離は被収容者の人権をより強

く制約するものとの理解の下、やむなく（いわゆる最終手段として）行われるべきものとされ、「被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため、他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があるとき」に行われる、「懲罰とは性格を異にする」措置と位置付けられている。

したがって、隔離措置を行うには、①隔離措置で解消すべき事態を類型化したとみられる処遇規則18条1項各号の要件を満たす必要がある上、この要件を満たす場合であっても、②処遇規則や隔離要領の定め、比例原則の観点からすれば、隔離措置の実施及び内容（期間、部屋の選択等）は必要最小限度のものに限って許容されるべきであり、被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静、施設内の規律維持という目的を達成するために隔離（分離した上での個別の処遇）が必要とされ、他の手段では達成できないことが必要であって、例えば、暴行が規律維持等の目的に影響する程度の強度を有しない軽微なものであるとか、反復可能性や継続可能性が認められない場合など、隔離措置による予防の必要がない場合には、隔離措置はなされるべきではない。

(2) 東日本センターでは、原告に対する隔離措置が安易に繰り返されており、本件隔離措置は、必要性・相当性を吟味することなく実施されたものであるところ、次に述べるとおり、本件隔離措置は、処遇措置18条1項各号の要件を満たさない上、目的達成をする上で過剰で、他の手段でも目的を達成し得たものであり、相当性を欠き、比例原則に違反するものであって、国家賠償法上、違法である。

ア 処遇規則18条1項1号に該当しないこと

前記1【原告の主張】のとおり、原告は、入国警備官Aの腹部を蹴ることも、識別票を奪取することもしておらず、他の入国警備官の帽子を投げ捨てることもしていない。仮に、入国警備官Aに対する接触があったとし

ても、意図的なものではないし、識別票の奪取と帽子の投げ捨て行為があったとしても、職員の身体に向けられたものではなく、その職務執行に支障を生じさせるものでもないから、処遇規則18条1項1号の「暴行」には当たらない。

しかも、仮に、腹部を蹴った等の事実があったとしても、本件居室内において、原告が実力で連行（本件連行）される際の各一回だけであり、本件隔離措置の言渡しの時点とは時間的にも場所的にも異なっている上、原告は、本件処遇室では制圧されており、暴行の継続、反復の可能性は認められず、本件隔離措置の必要性はなかった。

イ 処遇規則18条1項2号に該当しないこと

隔離措置は、職務の確実な執行を保護することを目的としたものであるところ、違法な職務は法的保護に値しないから、処遇規則18条1項2号の「職務執行」は、適法なものに限られるものと解すべきである。

そして、前記1【原告の主張】のとおり、本件連行は違法なものであるから、同号の「職務執行」に該当しない。

原告は、本件連行の際、その四肢と頭部を複数の職員によりつかまれて持ち上げられており、四肢に力を込めるなどという挙動を取ることはできなかったのであって、原告が四肢に力を込めて抵抗した事実は認められないし、仮にこれが認められるとしても、放置する限り何ら職務妨害のおそれのない態様であり、抵抗・職務妨害の継続・反復も見られなかった。

ウ 5日間にわたる本件隔離措置が比例原則に反すること

保護室は、窓がない、トイレは便座がなく、蓋のない穴が床に開いているだけであり、水を流すには係員を呼び出して操作するまで待たないといけない、職員が土足で立ち入る上、寝具もない、監視カメラにより終始動向が監視される、面会を制限される、扉は厚く、音等が外界と断絶されるといった点で、環境は低劣でプライバシーの制約も甚だしく、被収容者の

精神に大きな負担を与えるものであるため、保護室での隔離は、通常の隔離措置では隔離の目的を達成し得ない状況が生じていることが必要と解すべきである。

確かに、原告は、本件隔離措置の際、多少大きな声をあげていたが、その内容は、入国警備官らの暴行に対する抗議や自己に対する処遇の理由を尋ねるものであり、職員らに危害を加えることを予告するものではなく、本件保護室への隔離により鎮静化を図る必要のあるものでもなく、原告は、本件隔離措置のための移動に逆らったり、入国警備官らに暴行を加えようとしたことはなかったから、本件保護室での隔離を選択しなければその目的を達成できないような状態ではなかった。

むしろ、東日本センターが認定しているとおり、原告は、本件隔離措置開始時点において、手錠を不要とする程度には落ち着いており、起床後の1月19日午前9時56分の時点でも落ち着きを取り戻していたのであって、早期の段階で隔離の必要性を欠いていた。

さらに、入国警備官が原告に対するクロルプロマジンの処方が中止されていたことを確認の上原告にパンセダンを交付すれば、トラブルの原因も解消し、被告が想定するような職務妨害行為のおそれはより認められ難い状態になっていたはずである。

以上のとおり、本件において5日間の隔離継続の必要性はなかった。

【被告の主張】

(1) 判断枠組み

処遇規則18条1項本文所定の隔離事由は、暴行等の犯罪行為、職員の職務執行の妨害行為等、それ自体入国者収容所等内の規律及び秩序を害し、又は害するおそれを生じさせる危険性の高い行為というべきものであること、同項本文は被収容者がそのような行為をした場合、他に特段の要件を規定することなく、所長等の隔離権限の発生を認めていること等からすると、同項

本文は、上記要件を満たす場合には、隔離の必要があるものとして、所長等において当該行為をした者を他の被収容者から隔離することができると定めたものと解される。

そして、処遇規則18条1項本文が隔離の具体的内容や期間の長さ・定め方について何ら規定していないこと等からすると、所長等は、処遇規則18条1項本文所定の隔離事由が認められる場合、その当時における規律維持等の必要性に照らして、合理的な期間及び方法により、隔離措置を執ることができるというべきであり、しかも、隔離措置について必要かつ合理的なものといえるか否かについては、隔離される被収容者の性向、行状、入国者収容所等内の管理・保安の状況等、具体的状況の下で、その当時の隔離の必要性に照らして、具体的な隔離の期間及び方法が相当と認められるか否かという裁量的判断を要することからすると、その判断は、入国者収容所等の実情に通曉し、専門的な知識経験を有する所長等の広範な裁量にゆだねられているというべきである。

以上によれば、所長等が処遇規則18条1項所定の隔離事由が認められる場合に行った隔離措置については、その判断が合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠く場合に限り、その付与された裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと認められ、国家賠償法上1条1項の適用上違法と評価されるものというべきである。

(2) 本件隔離措置において隔離事由が認められること

ア 処遇規則18条1項1号該当性

入国警備官らは、1月19日午前0時28分頃、生活指導を行うため本件居室の扉を解錠した上、原告に対し、処遇室まで来るよう指示したものの、原告が大声を発するなどしてこれに従わなかったことから、同日午前0時30分頃、本件居室に入室し、原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたが、原告は、これに抵抗し、入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴

行に加えて、入国警備官 A が胸に付けていた識別票及び他の入国警備官が着用していた帽子を奪い、投げ捨てる行為に及んだものであり、入国警備官に対する暴行の事実が認められる。

イ 処遇規則 18 条 1 項 2 号該当性

5 先行する職員の職務執行の方法に一部妥当とまではいえない点があったとしても、その一事をもって、被収容者の妨害行為により、被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るために隔離措置を行う必要性が失われるとはいえず、仮に、対象となる職員の職務執行に妥当とまでいえない点があったとしても、これに対する反抗
10 や妨害を理由とした隔離措置が直ちに違法になるということとはできない。

原告は、生活指導のために本件処遇室へ連行しようとした入国警備官による移動指示に従わず、入国警備官が有形力を行使して連行を開始したところ、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗し、前記アのとおり、暴行に及んだものである。

15 入国警備官 5 名が本件居室に入室後、有形力を行使して原告を本件居室から出すまでに約 3 分を要したのは、原告が四肢に力を入れるなどして反抗したためである。

原告の上記行為は、職員の職務執行である本件処遇室への連行を妨害する行為であり、また、原告の抵抗態様からみて、職員に対し暴行を加える
20 可能性があるなど危険な状態であったし、原告は、入国警備官からの移動指示に従わずに大声を発しており、単なる生理的反応にとどまらず、入国警備官の正当な職務執行を妨害する具体的な危険を生じさせていた。

以上によれば、原告の一連の行為は、入国警備官の正当な職務執行を妨害するものであった。

25 (3) 本件隔離措置が比例原則に反するとの原告の主張に理由がないこと

ア 原告は、深夜、他の被収容者もいる室内で、パンセダンの処方に關し、

5
10
薬剤師の指示に基づく入国警備官による説明を聞き入れず、独自の主張を
大声で叫び続け、処遇規則17条の2に基づく中止命令を受けたが従わな
かったため、本件処遇室まで来るよう指示されたが、これにも大声を発す
るなどして従わなかった。入国警備官らが原告の両腕を抱えて本件処遇室
に連行しようとする、原告は、入国警備官Aの腹を蹴る暴行に及んだ上、
入国警備官らの身に付けていた識別票及び帽子を投げ捨て、また、四肢に
力を入れるなどして抵抗し、本件処遇室への連行を妨害した。このように、
原告が隔離事由を行うに至る経緯及び隔離事由に該当する行為の内容そ
れ自体が、施設内の秩序及び規律を著しく害するものであり、そのような
行為をした原告を他の被収容者から隔離することにより規律等を維持す
る必要性は高かった。

15
また、原告は、これまでも多くの隔離措置、中止命令及び制止措置を
受けていた。その理由は、暴行、職務執行妨害、自損行為など多岐にわた
っており、そこからうかがわれる原告の性向、行状を考慮すると、原告の
自損行為等を防止し、生命・身体を保護するために、原告の精神を安定さ
せる必要もあった。

20
さらに原告は、施設内で大声を出し、本件居室から出ることすら拒否し
ていた状態であり、短期間の隔離措置では冷静にならない可能性も十分に
考えられ、他の被収容者に対する迷惑行為を防止して、施設内の規律維持
を図る必要性も認められた。

以上によれば、5日間の隔離措置は相当であり、その判断は合理的なも
のといえる。

イ 保護室における隔離が相当か否かの判断も、隔離方法の一部として所長
等の裁量的判断に委ねられている。

25
原告は、隔離室への移動中、不測の事態に備えて原告の頭部を保護しよ
うと両手をかざした入国警備官に対し、突如、「もういいよ。」と怒鳴り

つけ、「これ手やばいよ。やめて。」と大声を発していたし、本件連行中
も「なんで暴力した。」「カメラないとき、何で暴力した。」などと大
声を発し続け、興奮していた。さらに、原告は、隔離室のある収容区に入
った直後、職員から「静かにして。」と言われた声に反応し、突然、これ
までよりもさらに大声で「何で暴力した。」と叫んだ。

また、原告が隔離に至った経緯等からすると、収内の秩序維持を図る必
要性は高く、これに従前の原告の処遇状況からうかがわれる原告の性向、
行状などを併せて考慮すれば、上記のとおり、興奮状態にある原告の自損
行為等を防止して、その生命・身体を保護をする必要もあった。

なお、原告は、1月19日午前0時56分頃に本件保護室に隔離された
が、その後、原告の本件保護室における状況の注視の結果、同日午前9時
56分頃、単独室に移された。

以上によれば、原告を本件保護室において隔離したことは、保護室の目
的に沿った合理的なものである。

3 本件事後措置は、国家賠償法上違法か（争点3）

【原告の主張】

- (1) 所長等は、不服の申出が理由があると判定したときは、その申出をした被
収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとされているところ（処遇規則
41条の4）、「必要な措置」とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に
関する法律164条と同様、「同様の行為の再発の防止のため必要な措置」
（再発防止措置）と「その他の措置」を含むものであるから、これらの措置
がとられなければならない。

このうち、「再発の防止のため必要な措置」としては、違法・不当な行為
を行った職員が再発をしないようにする特別予防のための措置と、被収容者
一般に対する処遇が適切に行われるようにするための一般予防のための措
置があり、具体的には、懲戒処分（又はその上申）、配置換え、人権研修の

実施等があり、どの措置が必要かは、事案によって異なる。すなわち、当該職員が当該行為を違法・不当なものであると認識していない場合には行為を特定して違法・不当か否かの基準を示した上で当該行為が違法であることの宣告が必要であるし、人権意識の欠如や鈍麻があるときには人権研修が必要である。さらに、過去に同様の行為を繰り返していた場合には、誤った規範が深く染みついて再犯のおそれが大きいため、違法・不当とされた行為に係る業務を扱わせないための配置換えや懲戒処分が必要となるし、当該職員による報復の危険を否定するような特段の事情が認められない限り、被害を受けた被拘禁者と接触をさせないような形での配置転換（以下「狭義の配置転換」という。）が必須である。

また、「その他の措置」としては、賠償、リハビリテーション、事実の検証及び真実の公開、違反行為に責任のある者に対する行政的制裁措置、事実を認めることや責任を受け入れることを含む公式の謝罪が含まれ、このうち、リハビリテーションとしては、違法・不当な有形力の行使によって受けた精神的苦痛が継続しないようにし、不安・恐怖を和らげるべく、違法・不当な処遇をした者を遠ざけることが必要である。

- (2) 本件において、入国警備官Aは、確立した制圧方法の一つとして本件各不当行為を行っており、これらを違法・不当なものとは全く考えておらず、常習的に行っており、再犯のおそれ大きいこと、被拘禁者の処遇において体罰は絶対的に禁止されており、苦痛を加えることで人を黙らせたり言うことを聞かせたりすることが禁止されていることからすると、「再発の防止のため必要な措置」としては、どのような基準に基づいて違法・不当と評価されるのかを明示して宣告する人権研修に加え、本件各不当行為のような苦痛を与える行為の禁止を明白に宣告する必要があったし、配置換えや懲戒処分がされるべきであった。また、本件制圧行為が終了し原告の抗議を聞く段階になっても、入国警備官Aが興奮して粗暴な言葉を使用しながら反論していた

ことや、東日本センターの調査でも入国警備官 A が一貫して自己の行為が正当であることを主張していたことからして、報復の危険は相当程度あったから、狭義の配置転換が必要であった。

しかるに、東日本センター所長は、入国警備官 A に対し、本件各不当行為のような苦痛を与える行為の禁止を明白に宣告せず、配置転換、人権教育、懲戒処分も行わなかった。入国警備官 A に対し、懲戒等の制裁やその警告が行われず、口頭注意だけで指導内容に関する書面も交付されていないことからすれば、入国警備官 A において改善を図る動機に乏しいし、原告への怨恨を募らせて報復的措置に及んだ上で事実を隠蔽するような、違法不当な措置を再発させる危険を高め、かつ、これを巧妙化させる危険のあるものであり、著しく不合理なものであった。

東日本センター所長が発出した文書（乙 20）をみても、認定事実すら書かれておらず、どのような事実がどのような基準によって不当とされるのかの記載がなく、上記文書の内容を伝達された入国警備官 A において、自分の行為のどの部分がどういう基準によって不当とされたのかを認識することができず、他の事例への応用可能性はほとんどないし、一般予防のための措置としても再発防止に必要なことがされていなかったことは、本件の後である令和元年 12 月 23 日、東日本センター送還部門職員によって、原告と同様、被収容者が後ろ手に手錠を掛けられ、多くの入国警備官に囲まれた状態で両腕を締め上げられる暴行を受けた事案が発生したこと（甲 26）によって実証されている。

また、「無用な痛みを加える行為」をしてはならないと口頭で注意喚起したとしても、他の事例への応用の可能性はほとんどない上、何らペナルティが課されないのだから、形だけのものにすぎず、一般予防効果がないし、この注意喚起では、必要性をもって痛みを加える場合があるかのような表現であるが、許容された強制行為に伴って苦痛が生じることはあっても、痛みを

加えることそのものを措置として行う「体罰」は、必要性の有無にかかわらず、絶対に許されない。

このように、本件事後措置は、違法・不当であることの指摘及び口頭での指導という点でも、法律が要求する内容に足りていない。

(3) さらに、東日本センターは、原告に対し、「理由あり」と書かれた文書を交付した以外に、賠償もリハビリテーションもせず、調査結果・認定事実を開示せず、入国警備官Aらを含む加害者への制裁措置をせず、公式の謝罪もしておらず、「その他の措置」を行っていない。特に、リハビリテーションの観点（前記(1)）から、入国警備官Aを配置換えしなかったことには、重大な違法があると評価されるべきである。

(4) 以上によれば、本件不服申出に対して東日本センター所長は必要な措置を講じたものとは認められず、本件事後措置は、国家賠償法上違法と評価されるべきである。

【被告の主張】

(1) 処遇規則41条の4所定の必要な措置は、理由ありとされた被収容者の不服を必要な範囲で改善するために行われるものであるが、施設の保安及び衛生の保持を前提として、事案の内容、当該被収容者の性向・行状に加えて、予算、定員、施設・設備など、各施設の実情に応じて講じられるべきであるから、必要な措置の内容に係る判断は、各施設の管理運営を熟知し、その責任を担う所長等の合理的裁量に委ねられていると解することが相当である。

したがって、必要な措置としては、職員に対する指導、現在継続している措置の取消し、撤廃、変更（隔離（処遇規則18条）の場合等）、具体的な措置の実施（傷病者の措置（処遇規則30条）等）、違法・不当な措置があった場合の入国警備官に対する懲戒処分、刑事告発等の幅広い対応が考えられるが、どのような措置を講じるかという選択は、理由ありとされた被収容者の申出に応じて、所長等が、事案に応じてその裁量により決するものであ

り、所長等の判断が事実の基礎を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことなどにより、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、その判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法になると解すべきである。

5 (2) 東日本センター所長は、本件不服申出につき「理由あり」と判定した件について、処遇部門首席入国警備官に対して文書（乙20）により注意喚起及び再発防止を指示する措置を講じた。そして、上記の指示を受けた処遇部門首席入国警備官は、処遇部門の統括入国警備官に対して、原告の不服申出が「理由あり」となった事実を伝えた上、制圧時の対応に留意すべき旨を指示した。これを受けて、統括入国警備官は、全ての看守勤務者に対し、ミーテ
10 イング及びメールにて、首席入国警備官の上記指示を伝えるとともに、原告の不服申出が「理由あり」となった事案の内容を説明の上、制圧時、対象者に無用な痛みを与える行為をしてはならないこと等を注意喚起したほか、入国警備官Aに対し、個別に口頭で上記内容を伝達し、注意をした。

15 また、本件看守責任者は、原告による不服申出の結果「理由あり」とされたことを伝えられ、巡視等の場において、当該事例があったこと、不必要な痛みを与えるような制圧の方法を執らないように周知した。

したがって、東日本センター所長は、処遇規則41条の4所定の必要な措置を講じているものといえ、原告が必要な措置として主張する入国警備官A
20 に対する懲戒処分その他の措置をとらなかったことについて、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したといえる事情は存在しない。

4 原告の損害の有無及びその額（争点4）

【原告の主張】

(1) 入国警備官らの有形力の行使による損害 817万8069円

ア 本件疾患の発症

原告は、東日本センターの入国警備官らから受けた一連の暴行（前記1

【原告の主張】(2))により、強い痛みと恐怖を受け、PTSD、パーソナリティ障害に分類される精神疾患（以下「本件疾患」という。）を発症し、抑うつ気分、不安、不眠症、強い希死念慮、頭痛、動悸、吐き気、頭重感、悪夢、失禁等の症状が生じるようになった。

イ 損害費目及び損害額

(ア) 本件疾患に係る治療費	56万1170円
a [] クリニック	6万1170円
b [] 病院	50万円
(イ) 慰謝料	378万9600万円

原告は本件疾患及びこれに付随する症状を改善するため、令和元年8月2日に仮放免を受けた後、外部の医療機関での通院・入院治療を開始したが、その治療期間は、精神科医である [] 医師（以下「 [] 医師」という。）による意見書（甲20。以下「本件意見書」という。）の作成の時点（令和3年10月16日）で1002日に及び、うち通院期間は988日、入院日数は14日であった。かかる通院期間、入院日数の場合に相当とされる傷害慰謝料は、205万8000円である。

また、本件疾患に基づく症状は、症状固定後も残存し、かつ、その症状は少なくとも「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、軽微な障害を残す状態」である蓋然性がある。同様の残存症状が認められる場合、労働災害であれば後遺障害14級9号が認定され、その慰謝料は110万円が相当とされている。

そして、自殺を意図した自傷行為を繰り返すほど、原告の重篤な精神状態が継続し、それだけ原告が精神的苦痛を受けていたことや、原告に痛みを与える意図で一部の暴行が行われたなどの事案の悪質性等を踏まえると、入国警備官らの違法な有形力の行使に係る慰謝料は、上記慰謝料額の合計である315万8000円に20%を加算した378万

9600円が相当である。

(ウ) 逸失利益

382万7299円

原告は、平成23年5月9日に日本人女性（以下「原告配偶者」という。）と婚姻し、入管施設に収容されていた期間を除き、家事従事者として掃除、洗濯、料理等を行ったから、原告に生じた逸失利益は、

549万5000円（令和2年度賃金センサスの男性全年齢の平均賃金）×5%（後遺障害14級の労働能力喪失率）×14.0939（労働能力喪失期間25年（42歳から67歳まで）のライプニッツ係数（5%））＝382万7299円（判決注：原告主張ママ）

となる。

なお、仮に、上記の逸失利益額が不相当であるとしても、トルコ国内の一人当たりの家計収入平均が年33万7292.5円であることに鑑みると、少なくとも23万7687円（33万7292.5円×5%×14.0939）を逸失利益額とみるべきである。

(2) 本件隔離措置による慰謝料

50万円

原告は、本件隔離措置によって、移動・行動等の自由がより強く違法に制限されるという、前記(1)イとは別個の苦痛・損害を被った。

その慰謝料としては、少なくとも50万円が相当である。

(3) 本件不服申出に係る違法な対応（本件事後措置）による慰謝料 30万円

処遇規則41条の2の不服申出は「自己の処遇」に関する手続であること及び理由ありの判定がされた場合には「申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとる」ものと定められていること（処遇規則41条の4）からすると、不服申出は、権利侵害を受けた被収容者に対して是正を求める機会を付与し、再び同様の権利侵害を受けるのを防止することを目的とした制度であるといえるから、権利侵害その他の不当な処遇を受けて不服申出を行った被収容者が不服申出に理由ありと判定された場合、当該被収容者は自身の

権利救済・被害防止のために「必要な措置」が講じられることについて期待を有しており、かつ、その期待は法的権利（少なくとも法的保護に値する利益）とみるべきである。

また、上記のような期待権の是非を措くとしても、国の違法な行為によって精神的苦痛を受けた場合、これを損害として賠償がされるべきである。

前記3【原告の主張】のとおり、本件事後措置は違法であり、原告は、本件不服申出の結果として適切な措置が講じられなかったことによって自由権の侵害及び精神的苦痛を受けたのであるから、その慰謝料としては、少なくとも30万円が相当である。

(4) 弁護士費用 215万4736円（前記(1)から(3)の合計額の24%）

①原告が外国人であること、②国家賠償請求事件であり、一般不法行為責任を原因とする損害賠償請求よりも複雑な法的主張とならざるを得ないこと、③いずれの加害行為も、収容場内において収容場職員により実行されたため、内容の調査が困難であること、④原告が収容場に長期間収容され、かつ、本件訴訟提起後に再収容される極めて高い蓋然性があるため、代理人との打合せの負担が一層大きくなることなどの理由から、一般的な事件に比して相応の労力、時間を要することは明らかであり、弁護士費用相当額は、前記(1)から(3)の損害額合計の24%に相当する215万4736円が認められるべきである。

【被告の主張】

(1) 否認し争う。

(2) 仮に、被告の違法行為が認められたとしても、これによって原告が主張する損害が発生したことにつき、高度の蓋然性をもって証明されたとはいえず、当該行為と損害との間に因果関係があるとは認められない。

原告は、[REDACTED]医師らに対し、過去に自殺未遂をしたことを含め、自己の精神的な症状の経過を全て話しておらず、[REDACTED]医師が作成した本件意見書

は、医学的な意見を述べるに当たり、その前提となる事実を正しく捉えておらず、信用性に欠けるものと言わざるを得ないし、ほかに、被告の違法行為と原告が主張する損害との間に因果関係があるとする医学的な根拠が十分示されたとはいえない。

5 第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認定することができ、この認定を左右するに足りる的確な証拠はない。

- 10 (1) 本件居室等の位置関係等（乙12③、13、24、28、43、証人本件看守責任者・8頁、9頁）

1月18日当時の東日本センター3寮における部屋の配置は、別紙2「3寮見取図」記載のとおりであり、本件居室は、同別紙の「202」と記された場所に位置しているところ、その区域には、本件居室以外にも、他の被収容者が現に収容されている居室が複数存在していた。

15 同別紙記載のとおり、本件居室を出たところは多目的ホールとなっており、多目的ホールの出入扉の先には、2つの処遇室及び警備官室がある。本件処遇室は、同別紙に記載された二つの「処遇室」のうち右側のものである。

20 本件居室の広さは約4畳であり、別紙3「暴行時の原告と入国警備官Aの位置関係」のとおり、本件居室の奥側に窓、洗面台、ついたて及び便座が設置されており、本件居室の扉から入って右側の壁には、腰高の高さから上の部分に物品棚（以下単に「物品棚」という。）が取り付けられていた。

25 なお、上記多目的ホール及び本件処遇室にはマイク付きの監視カメラが備え付けられており、多目的ホール近辺や本件処遇室内の状況は、警備官室や処遇事務室からもモニターを通じてリアルタイムで確認することができた。

- (2) 東京入管収容場における睡眠薬の処方及び自殺未遂（乙33から36、原告本人・24頁）

ア 原告は、平成28年5月15日に東京入管収容場に収容されてから間もない同月23日の診察において、不眠を訴え、睡眠薬（ベゲタミン）の処方を受け、以後も繰り返し睡眠薬等の処方を受けていた。

イ 原告は、平成29年1月29日午前1時過ぎ頃、眼鏡のレンズを割って両手首を切るとともに、収容されていた単独室の天井の石膏板を破壊し、露出した天井裏の軽量鉄骨に引き裂いた布製のシーツを結び付け、自己の首を吊って自殺を図ったが、動しよう中の入国警備官が首を吊って意識を失っている原告を発見し、一命をとりとめた。

原告は、意識回復後、入国警備官からなぜ死にたいのかと問われ、平成28年5月に収容されたときから、勤務員に死にたいと伝えていたなどと述べた。

(3) 東日本センターにおける原告の精神症状及び処方状況等（乙11、25の1及び2、乙33、34、37）

ア 原告は、かねてから興奮して激高しやすく、大きな声を出して自分の主張を繰り返し述べるものがたびたびあり（この認定に反する証人原告配偶者の陳述（甲31）及び供述は、証拠（甲32、乙7、8の1ないし16、乙9の1ないし34、乙11、12、25の1及び2、乙26の1及び2、乙27）及び当法廷における原告本人の供述態度に照らし、にわかに採用することができない。）、東日本センター収容中、次のとおり、しばしば睡眠薬や精神安定剤等の処方を受けていた。

イ 原告は、前記(2)イの自殺未遂の3日後である平成29年2月2日に東日本センターに移送され、同月7日、不眠等を訴えて東日本センターの医師（以下単に「医師」という。）の診察を受けた。原告は、以後、たびたび医師の診察を受け、薬効がないのでもっと長く効く薬にかえてほしいとか、ストレスでイライラするなど繰り返し訴えていた。これに対し、医師は、時折薬を変更しつつ、繰り返し睡眠薬等を処方していた。

ウ 原告は、平成30年11月7日、医師に対し、自分で希望した不眠の薬の処方を受けたが効果がないなどと訴え、①精神神経安定剤であり睡眠作用もあるクロルプロマジン錠28日分（一日一回、一回につき2錠）、及び②クロルプロマジン錠28回分（一日一回不眠時就寝前）の処方を受けた。

エ 医師は、平成30年12月4日、前記ウ①の継続分として、クロルプロマジン錠28日分（一日一回、一回につき2錠）を処方したが、原告が継続を拒否したことから、同日、その処方を中止した。

原告は、同月11日、医師に対し、不眠を訴え、薬の変更を希望し、精神安定剤ではなく睡眠薬がいいと強く主張するとともに、精神科医師の診察を拒否した。

オ 原告が平成30年12月19日に不眠を理由に処方薬の変更を希望し、診療申出をしたため、入国警備官は、1月16日、原告と面接し、受診の意思を確認したところ、原告は、「医者是谁ですか。いつもの、くそババアですか。」、「あのくそババアなら受けない。」、「あのくそババアは信用できない。」などとして、医師による診察を拒否し、上記申出については不許可となった。

同日、入国警備官が原告の希望に応じて面接した際、原告は、入国警備官から、睡眠薬を変えてほしいのなら入管の医師の診療を受けなさいと言われたのに対し、「あのくそババアに会ってどうする。あなたは私にあのくそババアと喧嘩をさせたいのか。」などと言って拒否した。また、原告は、入国警備官から精神科医の医師の診療を提案されたのについても拒否し、入国警備官から、薬の変更のためには医師（原告がくそババアと呼ぶ女性医師のこと）か精神科医の診療を受けるしか方法がないと言われたのに対し、「くそババアも精神科医も信用できない。だから外の病院に行きたいんだ。」と答えた。原告は、市中の病院を診療する際の診療代金につ

いて入国警備官から問われると、「入管で仕事もできないのに外の病院のお金を払えるわけねえだろ。この野郎。」などと述べた。

このようなやりとりの結果、原告に対する不眠の処方薬は、変更されなかった。

カ 医師は、本件連行等の後である1月21日、原告の強い希望により、前記ウ②のクロルプロマジン錠の処方も中止した。

- (4) 東日本センター内における本件以前の処分歴等（乙8の1から8、乙9の1から25、乙43、44、証人入国警備官A・1頁、証人本件看守責任者・1頁）

原告は、東日本センターに収容中、他の被収容者とトラブルを起こしたり、入国警備官らに対して大声を出すなど反抗的な態度をとったりしたとして、本件以前、次のとおり制止等の措置や隔離をされており、本件看守責任者や入国警備官Aらは、原告を処遇困難者と認識していた。

ア 原告は、平成29年2月25日、5寮A処遇室において、入国警備官から帰室するように指示を受けたが、これを頑なに拒み、もって入国警備官の職務執行に反抗したとして単独室に隔離された。（乙8の1）

イ 原告は、平成29年3月16日、3寮Aブロックホールにおいて、入国警備官からの手紙の交付方法に激高して大声を出し、その後の入国警備官の指示に従わず、大声を出し続け、もって入国警備官の職務執行に反抗したとして、単独室に隔離された。（乙8の2）

ウ 原告は、平成29年6月11日、2寮B側ホールにおいて、同寮のトルコ国籍の被収容者に対し、本を投げつけて同人の右胸に当て、もって暴行を加えたとして、単独室に隔離された。（乙8の3）

エ 原告は、平成29年6月13日、隔離中の単独室前で応対していた入国警備官に対し、支給された昼食用食器等を搬入口から投げつけて同人の胸に当て、もって暴行を加えたとして、単独室に隔離された。（乙8の4）

オ 原告は、平成29年9月21日、1寮B201号室に移動しようとしたところ、以前、原告と揉めたことがあるフィリピン国籍の被収容者が同じブロックに居ることを認め、同室への移動を拒否し、もって入国警備官の職務執行に反抗したとして、単独室に隔離された。(乙8の5)

カ 原告は、平成29年10月17日、給食の変更に係る入国警備官の対応を不満として、ホールの窓を右手で二回、左手で3回殴打し、さらに職員
の制止を無視して大声で騒ぎ、もって入国警備官の職務執行に反抗したとして、単独室に隔離された。(乙8の6)

キ 原告は、平成30年8月15日、9寮Bブロックホール内において、入
国警備官に詰め寄り、膝を同人に当てながら大声で早期の診療を執拗に求め、同ホールの搬入口付近の亚克力板を複数回叩き、これを制止しようとした入国警備官の腕を振りほどくなどし、もって、入国警備官の職務執行を妨害したとして、単独室に隔離された。(乙8の7)

ク 原告は、平成30年12月1日、3寮205号室の常夜灯の照度が明るいことに激高し、同室居室扉を複数回蹴り飛ばして居室扉レバーを施錠不能な状態にし、もって、同室居室扉を破損させたとして、単独室に隔離された。(乙8の8)

ケ 以上のほか、原告は、平成29年2月16日から平成30年12月1日までの間、①他の収容者に対して危害を加えようとした、②他の収容者に対して迷惑行為をした、③入国警備官の職務執行を妨害したなどとして、合計25回、入国警備官から制止等の措置を受けた。(乙9の1から25)

(5) 1月19日に原告を本件居室から本件処遇室に連行(本件連行)するまでの経緯(前提事実(2)ア、甲30、乙4、10、12①から③、乙24、28、31、43、44、証人入国警備官A・2頁から5頁、23頁から28頁、31頁、証人本件看守責任者・1頁から4頁、8頁から9頁、原告本人・11頁、12頁、17頁)

ア 原告は、消灯時刻後である1月18日午後11時45分頃、本件居室内のインターホンを押して職員を呼び出し、眠れない、入管のリラックスの薬がほしいなどと述べ、常備薬であるパンセダン（鎮静剤）の交付を求めた。これに対応した入国警備官（以下「入国警備官C」という。）は、原告の常備薬の飲み合わせに係るチェックリストを確認したところ、薬剤師からパンセダンを交付することができない旨の指示を受けていることが判明した。

そこで、入国警備官Cは、同日午後11時51分頃、本件居室の前に赴き、本件居室の扉横の小窓越しに原告に対し、原告はクロルプロマジンの処方を受けているためパンセダンを服用することはできない旨を説明したが、原告は、納得せず、入国警備官Cに対し、クロルプロマジンには既に服用していないため、パンセダンを交付するよう求めた。原告は、当初は、通常の声の大きさと入国警備官Cとやり取りをしていたが、次第にその声は大きくなり、同日午後11時54分頃には、なぜ（処方されたクロルプロマジンが）残っているのか、入管のリラックスの薬を飲ませろなどと、大声を発するようになった。

同日午後11時55分頃、3B204号室の被収容者がインターホンを押して職員を呼び出したことから、入国警備官Cが本件居室前を離れて3B204号室の方向へ歩き始めたところ、原告は、本件居室の扉を二回叩き、一回蹴った。

原告の上記行動を受け、入国警備官Cがすぐに本件居室の前に戻ると、原告は、引き続き、大きな声で「なんで。」「残ってる。」「一度も飲んでない。」などと声を発した。これに対し、入国警備官Cは、「説明するから聞いて。」などと応答して説明しようとしたが、原告は、説明を聞こうとせず、興奮したまま一方的に大声を出し続けた。

イ 警備官室のモニターで前記アの状況を監視していた他の入国警備官は、

処遇事務室において決裁書類の確認等をしていた本件看守責任者に対し、原告が大声で叫びながら本件居室の扉を叩いたり蹴ったりしている旨連絡をした。

本件看守責任者は、上記連絡を受け、処遇事務室で事務作業をしていた入国警備官Aらに対し、3寮に応援に向かうよう指示を出すとともに、処遇事務室に設置されている監視モニターで本件居室前の状況を確認することとした。

ウ 入国警備官Aら7名の入国警備官は、1月18日午後11時58分頃、本件居室前に臨場した。

原告が「なんで私の薬残ってる。」、「言ってみろ。」などと興奮して大きな声を出し続けたことから、入国警備官（以下「入国警備官E」という。）は、原告に対し、他人の迷惑になるので大声を出さないようにと指導した上、パンセダンを服用できるか薬剤師に確認するので、落ち着いて待つよう伝えた。原告は、その後もしばらくは大声を出していたが、やがて徐々に落ち着きを取り戻した。

入国警備官は、1月19日午前0時頃、薬剤師に状況を説明した上でパンセダンの服用の可否について確認したところ、薬剤師は、原告は睡眠導入剤としてクロルプロマジンの処方を受けており、1か月以上服用していなかったとしても、服用するしないにかかわらず、その睡眠導入剤を所持している場合、併用禁忌薬であるパンセダンを服用することはできない、医師の判断により変更又は中止を行ってもらうべきである旨回答した。

本件看守責任者は、薬剤師の上記回答について報告を受け、原告に上記回答を説明すると、原告が再び興奮して大声をあげ、他の被収容者の安眠を妨害することになるとともに、3寮の状況（後記ク）からして騒擾に発展するおそれもあると考え、入国警備官らに対し、原告に上記回答を説明するが、原告がなおも大声を出し続けて薬の交付を求める場合には処遇室

に連行した上で説明や指導をするよう指示した。

エ 入国警備官Eら3名の入国警備官らは、1月19日午前0時26分頃、本件居室の前に赴き、本件居室の扉横の小窓越しに原告に対し、薬剤師に確認したものの、原告に対してパンセダンを交付することはできない旨の回答であったことを説明した。

原告は、上記説明に納得せず、抗議を続けていたが、激高して「私のせいですか。私一か月飲まない薬なんで残ってる。」などとひととき大きな声を出して叫んでいたところ、3B204号室の被収容者が、同日午前0時28分頃、同居室の扉を複数回叩き、「うるさいよ。」と声を出して不満を述べたことから、入国警備官らは、3B204号室の上記被収容者をなだめて制止した。

オ 入国警備官らは、大声を出して抗議を続けてやめる気配のない原告に対し、「他の人からも苦情が出ているんで、ここでは話はもう続けるのは難しいと思います。」と述べ、入国警備官Aは、1月19日午前0時29分頃、本件居室の扉を開けた。

入国警備官Aは、別紙3「暴行時の原告と入国警備官Aの位置関係」記載の靴置き場付近の床に座った状態の原告に対し、本件処遇室に行くため本件居室から出るよう、本件居室の外から指示を出したが、原告は、「なんで私の寝る薬は残っている。」、「一か月前に終わった。」などと大声を出して、入国警備官の上記指示に従わなかった。

カ 入国警備官Aらは、1月19日午前0時30分頃、本件居室内に立ち入り、上記靴置き場付近の床に入国警備官らと正対する形で座っていた状態の原告の右手をつかむなどし、「デニズ、行くよ。」、「行くよ。行くよ。」などと述べて、原告を本件処遇室へ連行しようとした。

これに対し、原告は、「触らないで。」、「なんで私の寝る薬残っている。なんで残ってる、なんで。」などと大きな声で述べて抵抗した。入国

警備官らが「説明するから。説明するから。」、「デニス、行くよ。」などと述べたが、原告は、「なんて説明する。ここでして。」、「なんで行く。なんで。なんで。行かないよ。行かないよ。」と述べて更に抵抗した。

5 入国警備官らは、当時の状況に照らし、原告を速やかに本件処遇室へと連行する必要があると考え、互いに「足引っ張って」と指示するなどして原告を本件居室から連れ出そうとしたが、原告は、本件居室の奥へと後ずさりして、物品棚の真下付近の壁に背を付けるように座り、「なんで私の寝る薬残ってる。」、「だからここで話してよ。」などと述べた。入国警備官Aは、体を前に屈め、座っている原告の右腕をつかみ、他の1名の入国警備官も同じように体を前に屈めて原告の左腕をつかみ、それぞれ引っ張るようにしながら、「ここじゃ話さないって。」、「話しねえって言ってるだろうが。」などと時折声を大きくしながら述べて、本件処遇室へ連行しようとした。原告は、「なんで。なんで。なんで」、「殺してる。殺してる。」、「助けて。助けて。」などと更に大きな声を出して抵抗した。

10 原告は、物品棚の下から引っ張り出されないよう手足をばたつかせるなどして抵抗し、その際、原告の右足が入国警備官Aの腹部付近に当たった。入国警備官Aは、これを受け、大声で「はい、暴行」と発声し（本件暴行発言）、原告は、時折「助けて」などと叫んだ。

15 この間、他の入国警備官らは、原告の体を取り囲んでつかむための場所を確保するとともに、本件処遇室へ連行する際の動線を確保すべく、本件居室からポットや机、ゴミ箱等の備品を外に運び出した。

20 キ 入国警備官Aらは、背中を本件居室の壁に付けて座りながら「助けて。助けて。」などと大声を出して抵抗する原告に対し、「抵抗するな。」などと述べ、原告の背中を壁から離し、原告の右腕を背中に回して固定したり、原告の両腕及び両足を固定して体の向きを変えたりして本件処遇室へ連行する準備を整えた。

5
入国警備官Aら5名の入国警備官らは、1月19日午前0時34分、それぞれ原告の頭部を保護し、原告の両腕及び両足を把持した状態で原告の体を抱え上げ、「助けて。助けて。」「殺される。殺される。」などと大声で叫んでいる原告を本件居室から本件処遇室へと連行した（本件連行）。

原告は、入国警備官らに四肢をつかまれて本件処遇室に運ばれている際、「痛い。腕痛い。」などと述べた後、入国警備官が着けていた眼鏡を手を持ち、「これ誰の。これ誰の。これ誰の。」などと述べた。これに対し、入国警備官は、原告が入国警備官の着けていた眼鏡を奪取したものと
10
考え、「はい、器物損壊」などと述べた。

ク 原告が本件居室内や本件連行後に本件処遇室で発する声は、本件居室のある3寮Bブロックの他の居室にいた被収容者だけでなく、隣の3寮Aブロックの居室にいた被収容者にも聞こえ、その睡眠を妨げるほど大きく、3寮Aブロックの居室にいた被収容者から、原告が大声で叫び、看守らが事態を収拾させるまでに時間がかかりすぎ、睡眠が妨げられたなどとして、後日、不服申出がされるほどであった。
15

また、東日本センターの3寮に収容されていた他の被収容者の中には、原告が本件処遇室へ連行されるまでの間、断続的に大声を出したり、居室の扉ないし壁を激しく叩いたりする者がおり、当時、3寮は、複数の入国警備官が原告の四肢を抱えて本件処遇室へと連行するという行為のほか、
20
「助けて。」などと叫ぶ原告の大声、時折入国警備官が原告を制止するために発する怒号、他の被収容者の大声や扉を叩く音等のため、一時、騒然とした状況となった。

- 25
(6) 本件処遇室における本件制圧行為等（前提事実(2)イ、乙4、10、12①から③、乙24、28、31、43、44、証人入国警備官A・4頁、5頁、9頁から18頁、31頁から38頁、証人本件看守責任者・4頁、5頁、8

頁、9頁、15頁から16頁、原告本人・17頁から20頁)

5
ア 入国警備官Aらは、1月19日午前0時35分頃、原告の四肢をつかんだまま本件処遇室に到着すると、原告の体を仰向けの状態で床に下ろして両腕及び両足を固定し、頭部を右側に向かせて左頬や首付近を両手で押さえつけて頭部を固定した。その後、原告の体を反転させてうつ伏せの状態にした上で、再度、原告の頭部や両腕及び両足を押さえつけて固定し、同日午前0時36分頃、原告に対し、後ろ手に第一種手錠を掛けた。この間、原告は、声をあげるなどして抵抗することはなかった。

10
なお、入国警備官らが原告を抱えて本件処遇室へと連行した時、原告の頭部を抱えていた入国警備官及び原告の左足を抱えていた入国警備官は、帽子をかぶっていなかった。また、入国警備官Aは、本件処遇室到着後、胸に着けていた識別票が外れていることに気が付いた。

15
イ 入国警備官らは、1月19日午前0時37分頃、原告の体を反転させて仰向けの状態にし、原告の両足を押さえながら上半身を起こそうとした。すると、原告は、突然、「何やってる。殺してるよ。あなたたち。私をね。」と大きな声を出して叫んだ。その直後、原告の頭部付近にいた入国警備官らが手で原告の顎付近を押さえ、原告は、入国警備官の手を振り払うようにして顔を左側に向け、「空気入らない。苦しい。首痛い、首痛い。」などと大声で叫んだ。

20
入国警備官らが原告の頭部を左側に向かせた状態でその首付近を押さえつけると、原告は、「首痛い、痛い、痛い、痛い。痛い。」と大声をあげた。入国警備官は、原告が「痛い」と叫ぶたび、「抵抗しない。」「抵抗するな。」などと大きな声で怒鳴りつけ、原告が叫ぶのをやめさせようとしたが、原告は、「腕痛い。」などと叫ぶのをやめなかった。

25
ウ 入国警備官らは、原告に「座れ。」と命じ、仰向けの状態から原告の上半身を起こそうとすると、原告は、「やりすぎ。」「痛い。痛い。痛い。」

痛い。腕痛い。やりすぎ。やりすぎ。」などと繰り返し大声をあげた。

1月19日午前0時38分頃、入国警備官らが原告の頭部や背中を押し上げて上半身を起こし、原告を床に座る状態にさせると、原告は、「やりすぎ。」と繰り返し大声で叫んだ。すると、間髪を入れず、入国警備官の一人は、原告の背後から両腕でつかむようにして原告の頭部を固定し、原告の正面にいた入国警備官Aは、「はい、うるさいな。」などと繰り返し言いながら、左手の指で原告の口の左右（両頬付近）をつかみ、右手の親指で原告の左顎の下付近にある痛点（痛みを感じる点）を強く押し込んだ。

原告は、左顎の下付近に入国警備官Aの親指を押し込まれ、「痛い。痛い。痛い。やめて。痛い。痛い。痛い。痛い。痛い。痛い。」「やめて。痛い。」などと大声で叫んだが、入国警備官Aは、すぐにこれをやめず、「痛いかな。痛いかな。痛いかな。」「もう抵抗しないか。抵抗しないか。抵抗しないか。」と大声で言いながら、右手の親指で原告の左顎の下付近にある痛点を約20秒間強く押し込んだ。入国警備官Aらは、原告に対し、「足伸ばして。」と繰り返し述べ、曲げていた膝を伸ばすよう指示したが、原告が体をこわばらせ、足をすぐに伸ばさなかったことから、原告が抵抗しているものとみて、「はい、抵抗。」などと述べた。

エ その後も原告は、入国警備官に頭部や両腕を固定されながら、「痛い。痛い。痛いよ。やりすぎ。殺せるあなたたち。私殺したい。やめて。痛い。やりすぎ。やりすぎ。痛い。痛い。痛い。」などと大声をあげて叫んでいた。入国警備官らは、1月19日午前0時39分頃、「右、右。」「足伸ばして。」などと言って原告の左肩を原告から見て右回りに押すなどし、原告の体を右回りに反転させてうつ伏せにしようとした。その際、原告の力よりも入国警備官が原告の体を押して回転させようとする力が大きく上回った瞬間、原告の体の回転に伴い、原告の四肢を押さえていた入国警備官らが一斉に倒れ込むように低い姿勢となり、原告の左足の近くにいた

入国警備官は、体勢が前に崩れた。入国警備官らは、再度、原告をうつ伏せの状態にした上で、「力込めんな。」などと言いながら原告の上半身や下半身を押さえつけた。原告は、この間、「痛い。痛い。」などと叫んでいた。

入国警備官らは、原告に対し、「痛いか。」と尋ねた上、入国警備官Aは、原告の後ろ手の形で掛けられていた手錠鎖の部分で右手をつかみ、上方向に引っ張り上げて手錠の位置及び両腕の状態を短時間確認した後、両手で原告の左肘を体の外側へ押した上、「力を込めんな。力を込めんな。」「静かにしないか。」「静かにしろ。静かにしろ。」「分かったか。静かにするか。」「静かに話をできるか。」「じゃあもう一回話するぞ。」「話聞いて。」「話聞け。」「話聞かないか。」などと言いながら、左手で原告の左肘を1分以上押さえ続けた。

この間、原告は、激しい痛みのため、「痛い。痛い。痛い。」「暴行してるよあなたたち私。」「殺さないで。殺さないで。殺さないで。」「痛い。殺さないで。」「頭痛い。」などと大声をあげ、うつ伏せのまま体をこわばらせていたが、「話聞かないか。」との問いに対しては、「聞く。聞く。痛い。」と答えた。

また、この間、入国警備官Aは、左手で原告の左腕を押さえつつ、右手を原告の左腕から離し、右手の親指で原告の肩甲骨付近の背中のかぼみ付近を押さえ、これを支点として右手の四本の指で原告の背中を押さえた。

オ 入国警備官らは、1月19日午前0時40分頃、原告の体を回転させて仰向けの状態にした上、そのまま上半身を起こして床に座る状態にさせた。そして、入国警備官Aが原告の頭部を固定し、他の入国警備官らが原告の両腕、両足を押さえつけた。

原告は、床に座りながら、「やりすぎあなたたち。」「なんでやりすぎ。」「頭痛い、やめて。」「やめて。」「やりすぎ。」「私薬

飲みたいだけ。やりすぎ。」、「なんであなたたちそんなことやってる。薬飲みたいだけ。」、「なんで私を殺したいまでがんばった。」などと述べた。入国警備官らは、原告に対し、「聞いてくれる。」、「殺すの意味が分かんないんで。薬の説明をしたいんだけど。聞いてくれない。」、「会話ができない。会話ができないな。」などと述べたが、原告は、「なんで私を殺したい。」、「私なんで。」などと、大きめの声で一方向的に話し続け、入国警備官らの説明を聞こうとしなかったが、激しく叫ぶことはなかった。

これに対し、原告の背中側にいた入国警備官Aは、同日午前0時41分頃、後ろ手に手錠を掛けられている状態の原告の両腕を頭部の方向へ1分以上持ち上げた。

原告は、「あなたたち暴行やってる。あなたたち暴行やってる。あっー。あっー。あっー。」、「やりすぎ。やりすぎ。ぎゃあー。やりすぎ。やりすぎ。」、「腕痛い。腕壊れる。ぎゃー。腕、腕痛い。」、「腕痛い。腕痛い。痛い。腕痛い。腕痛い。」などとひときわ大きな声で繰り返し叫んだ。

入国警備官らから「一回、一回静かにしましょう。お互いに。」、「一回静かにしようか。」、「大丈夫だから、大丈夫、大丈夫。」、「デニズ、動かない。」、「力込めない。」、「力抜いて。」などと話しかけられたが、原告は、大声で叫び続け、入国警備官Aは、原告に対し、「痛くしないから。言うこと聞けるか。」と尋ねるとともに、「聞けるのか。聞けるのか。聞けないな。」などと大声で述べた。

カ 本件看守責任者は、入国警備官から原告が本件処遇室への連行に応じず、激しく抵抗して入国警備官の腹部を蹴った等の報告を受けたことから、原告を緊急隔離（処遇規則18条2項）するよう指示するとともに、激しい抵抗が続くようであれば戒具を使用するよう指示をし、引き続き、

処遇事務室に設置されている監視モニターにより（前記(5)イ）、原告の状況を確認していた。

本件看守責任者は、モニターを通じて、原告が本件処遇室に連行され、戒具が使用されたことを確認したが、原告を隔離室へ連行する様子が見られなかったことから、速やかに隔離措置を講ずるため、本件処遇室に行つて自ら直接指揮を執ることとし、1月19日午前0時42分頃、本件処遇室に入室した。

本件看守責任者は、前記オの状況を現認すると、「一回抜いて。クールダウンして。みんなクールダウンして。落ち着いて。これなんでやってるの、暴行。」と述べて、入国警備官らが原告を制圧している理由を確認するとともに、入国警備官Aが原告の両腕を原告の頭部の方向へ持ち上げる行為をやめさせ、その後、原告の頭部を押さえる行為もやめさせた。

- (7) 本件隔離措置等（乙8の9、10、乙12③、14から17、40、証人本件看守責任者・5頁から7頁）

本件看守責任者は、1月19日午前0時43分頃、本件処遇室において、原告に対し、原告が暴行や迷惑行為を行ったため隔離する旨を言い渡した。

これに対し、原告は、入国警備官らから暴行を受けたこと等について不服を述べ続けるとともに、「あなたたちのせい。あなたたちのせい。」、「説明はいらない。あなたたち私を殺したい。」などと大声で叫んだ。

隔離措置を行う場合の隔離先（隔離室）としては、単独室と保護室とがあるところ（隔離要領参照）、入国警備官らは、同日午前0時51分頃、本件処遇室から7寮単独2号室に向けて移動を開始したが、途中、原告が突然、大声をあげたり、入国警備官に対して暴言を吐いたりするなど、興奮状態が続いたことから、隔離先を保護室に変更し、同日午前0時56分、7寮保護室（本件保護室）に緊急隔離した（本件隔離措置）。

本件看守責任者は、原告がその後、次第に落ち着きを取り戻したことから、

同日午前1時11分、原告の手錠を解除させた。

なお、本件隔離措置は処遇規則18条2項に基づき、前記(6)アの戒具の使用は処遇規則19条1項ただし書に基づき、それぞれ行われたものであったが、東日本センター所長は、同日午前2時20分、本件隔離措置及び上記戒具の使用につき、それぞれ承認した。

本件看守責任者は、隔離中の原告の動静を観察していたが、同日午前9時56分、原告が落ち着きを取り戻したことから、原告を7寮単独2号室に移動させた。

東日本センター所長は、同月23日午前10時05分、本件隔離措置を中止し、入国警備官らは、これを受け、同日午前10時14分、原告を本件居室に移動させた。

- (8) 本件不服申出及びそれに対する対応等(甲2、5、乙18から20、43、44、証人本件看守責任者・7頁、8頁)

ア 原告は、1月21日、東日本センター所長に対し、処遇規則41条の2第1項に基づき、同月18日から19日にかけて本件居室から本件処遇室に移動させられた際の入国警備官の措置について不服申出を行った(本件不服申出)。

東日本センターの調整官は、本件不服申出の理由を下記(ア)から(カ)のとおりと整理し、事実関係を調査した上、東日本センター所長に調査結果を報告した。

(ア) カメラ撮影が遅れ、その間に入国警備官Aから暴行を受けたこと

(イ) 入国警備官Aが手袋を付けていなかったこと

(ウ) 入国警備官Aが親指で原告の首を押し続けたこと

(エ) 入国警備官A以外の入国警備官が原告の鼻及び口を押さえたこと

(オ) 入国警備官Aが「ごめんなさい。」と言いながらも原告の腕を後ろに上げて苦痛を与えたこと

(カ) 入国警備官Aが、カメラ撮影がされていなかったことを承知していたにもかかわらず、原告に嘘の説明をしたこと

東日本センター所長は、2月4日、本件不服申出には理由がある旨の判定をした(本件判定)。

イ ■■■調整官は、2月4日、原告に対し、本件判定の内容について、前記ア(ウ)及び(オ)の各行為(本件各不当行為)は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められるから、「理由あり」との判定となり、それ以外は「理由あり」とはならなかった旨を説明した上、本件各不当行為について謝罪し、東日本センターとして再発防止に努める旨を説明した。

原告は、■■■調整官からの説明を受け、「ありがとうございます。今後このようなことがないようにしてもらえればいいのです。」などと述べた。

ウ 本件判定をした東日本センター所長は、処遇規則41条の4に基づき、2月5日付けで、処遇部門首席入国警備官に対し、「不服申出に係る判定結果について」と題する事務連絡(乙20)を発出した。

上記事務連絡文書には、以下の記載がある。

「本件行為は、被収容者に対する暴行ともとられかねないものであったところ、被収容者側にも入国警備官の指示に従わないなど責めに帰すべき要因はありましたが、どのような理由であれこのような行為が容認されることはありません。

については、貴職から所属職員に対して注意喚起を行うとともに、再発防止に努めるよう願います。」

エ 前記ウの事務連絡を受けた首席入国警備官は、処遇部門の統括入国警備官に対し、本件不服申出が「理由あり」となった事実を伝えた上、制圧時の対応に留意すべき旨を指示した。

首席入国警備官又は統括入国警備官は、本件看守責任者に対し、本件不服申出について「理由あり」の判定結果が出た旨を説明し、再発を防止す

るよう注意喚起をした。これを受けた本件看守責任者は、巡視などの機会をとらえて、部下である看守勤務者に対し、本件判定の結果（内容）を説明するとともに、制圧等の有形力を行使する際には被収容者に対し不必要に痛みを与えるような制圧方法をとらないよう、指導した。

さらに、統括入国警備官は、入国警備官Aに対し、個別に、本件不服申出について「理由あり」の判定結果が出た旨及び「理由あり」と判定された部分について注意するよう、口頭で注意した。

2 争点1（入国警備官らの原告に対する有形力の行使は、国家賠償法上違法か）について

- (1) 国家賠償法1条1項にいう違法とは、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上違法と評価されるためには、当該公務員が損害賠償を求めている個々の国民との関係で、その権利又は利益を保護すべき個別具体的な職務上の法的義務を負担し、かつ、当該公務員がその職務上の法的義務に違反した場合、すなわち、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解するのが相当である（以上につき、最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年（オ）第930号、第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成7年（行ツ）第116号同11年1月21日第一小法廷判決・裁判集民事191号127頁、最高裁平成13年（行ツ）第82号、第83号、同年（行ヒ）第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁、最高裁平成17年（受）第1977号同19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733頁、最高裁平成25年（オ）第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻

8号2427頁等参照)。

(2) 原告を本件居室から本件処遇室に連行した行為(本件連行)について

ア 認定事実のとおり、原告は、消灯時刻後である1月18日午後11時45分頃、眠れないなどとして鎮静剤(パンセダン)の交付を求めたが、入国警備官から、薬剤師にも確認したものの、クロルプロマジン⁶の処方を受けているためパンセダンを交付することができないなどと繰り返し説明を受けたにもかかわらず、なぜクロルプロマジンが処方された状態になっているのかなどと、同日午後11時54分頃から1月19日午前0時29分頃まで断続的に大きな声を出し続けたものであり、途中、入国警備官から「説明するから聞いて。」などと言われたにもかかわらず、説明を聞こうともせず一方的な主張を続け、本件居室の扉を二回叩いたり一回蹴ったりする行為に及んだものであって(認定事実(5)アないしオ)、原告の発する声は、本件居室がある3寮Bブロックのみならず、隣の3寮Aブロックにいた被収容者にも聞こえ、その睡眠を妨げるほど大きく(認定事実(5)ク)、現に、他の被収容者から「うるさいよ。」などと不満の声が上がったり、不服申出がされたりしたことからも(認定事実(5)エ、ク)、このような原告の言動は、「他人に対する迷惑行為」(処遇規則7条1項4号)に該当すると認められる。

そして、当時、原告が大声を出すのをやめる気配はなく(認定事実(5)オ)、上記のように他の被収容者の睡眠の妨害となっていたことや騒然となっていた3寮の状況からして、本件看守責任者において、このままでは騒擾に発展するおそれがあると考え、原告を本件処遇室に連行するよう、入国警備官らに指示をしたことは、当時の状況に照らし、合理的なものであったと認められる。

その上で、入国警備官らが原告に対し本件処遇室へ移動するよう指示したことは、原告の上記迷惑行為を抑止するための措置として何ら問題がな

いにもかかわらず、原告は、上記指示に従わず、本件処遇室への移動を拒否して大声を出し続けたのであるから（認定事実(5)オ、カ）、入国警備官Aらが原告の腕をつかむなどして本件処遇室に連行しようとしたことは、上記迷惑行為を抑止するための合理的な措置（処遇規則17条の2）であったと認められる。

それにもかかわらず、原告は、本件居室で理由を説明するよう繰り返し求めて本件処遇室への移動を拒否し、本件居室の奥へと後ずさりし、物品棚の真下付近の壁に背を付けるように座って抵抗するだけでなく、「なんで。なんで。」などと大声を出すとともに手足をばたつかせるなどし、その結果、原告の右足が入国警備官Aの腹部付近に当たったのであるから（認定事実(5)カ）、原告の行為は、職員の職務執行の妨害行為（処遇規則7条1項8号）にも該当するものと認められる。

以上のとおり、原告が深夜、長時間にわたって大声を出し続け、他の被収容者の睡眠を妨げる迷惑行為を行っており、騒擾に発展するおそれがあったこと、原告が本件処遇室への移動の指示に応じず、大声を出すとともに手足をばたつかせるなどして抵抗し、その右足が入国警備官Aの腹部付近に当たり、入国警備官らによる職務執行の妨害行為となっていたこと、当時の状況に照らし、原告が自ら歩いて本件処遇室に行くことはおよそ見込まれなかったこと（認定事実(5)オ、カ、キ参照）に加え、本件連行の様子は、入国警備官ら5名がそれぞれ四肢をつかんで持ち上げるとともに原告の頭部を保護しており（認定事実(5)キ）、原告が負傷しないよう配慮していることからすると、入国警備官Aらが原告の四肢をつかみ持ち上げるなどして本件居室から本件処遇室へ連行した行為は、当時の状況に照らし、「合理的に必要と判断される限度」（処遇規則17条の2）を超えるものとは認められない。

したがって、原告を本件処遇室に連行した上記行為（本件連行）は、入

国警備官 A が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行ったものとは認められないから、国家賠償法上違法とはいえない。

イ これに対し、原告は、①原告が大きな声を出していたのは、原告自身に対する処遇を改善することを目的であり抗議の範疇を出ないし、それは、
5 入国警備官らが当時既にクロルプロマジンの処方が中止されていたことを見落としたという誤りに起因するものであって、処遇規則 7 条 1 項 4 号の迷惑行為に該当しないとみるべきであり、仮に該当するとしても実質的な危険性はなかった、②原告が四肢に力を込めていたのは、入国警備官 A
10 らが原告の手首を曲げたり原告の身体の上に乗る体重をかけて押さえつけるなどの違法な有形力の行使による恐怖心や痛みなどから自然と生じる防御反応にすぎず、危険な状態ではなく、職務執行への妨害や反抗には当たらない、③原告が入国警備官の腹部を蹴ったり、入国警備官が身に着けていた識別票や帽子を奪い取ったりしたことはなく、少なくとも、故意にこれらの行為を行ったことはない、④本件連行の態様は、原告の四肢の
15 自由な動きを完全に封じるものであり、原告に傷害が生じるおそれが高く、かつ原告に恥辱を感じさせるものである上、原告を説得したり両腕を抱えて連行したりといった、上記のような態様を回避する手段が検討されておらず、必要最小限の実力行使とはいえないなどと主張する。

しかしながら、前記①につき、たとえ、原告自身に対する処遇を改善する目的の抗議であったとしても、消灯時刻を過ぎた深夜、原告が入国警備
20 官の説明を聞こうともせず、断続的に 30 分以上にわたり大きな声を出し、他の被収容者の睡眠の妨げとなっていたなどの事情の下では（認定事実(5)エ、ク）、原告の行為は「他人に対する迷惑行為」（処遇規則 7 条 1 項 4 号）に該当すると認められる。また、診療録（乙 11、37）によれば、1 月 18 日時点において、平成 30 年 11 月 7 日に原告に処方された
25 クロルプロマジンのうち、不眠時就寝前に服用する分の処方が中止されて

いなかったと認められるのであって（認定事実(3)ウないしカ参照）、入国警備官らの対応に誤りがあったとは認められない。なお、原告がパンセダンの交付を求めたのが深夜であったことや薬の処方に関することであるから、入国警備官らが医師ではなく薬剤師に確認したことが不自然であるなどとはいえない。

次に、前記②につき、手首を手のひらの方向に曲げる行為は、医療現場において身体的介入技法として採用されており（乙29）、原告が入国警備官らの指示に従わず、物品棚の真下付近の壁に背中を付けて座り大声を出したり手足をばたつかせたりして本件処遇室への移動に抵抗していたこと、当時の状況からして原告を速やかに本件処遇室へ連行する必要があったこと（認定事実(5)カないしク）に照らし、不相当なものであったとはにわかに断じ難い。また、入国警備官Aらは、上記のように物品棚の真下付近の壁に背中を付けて座っていた原告の手や足を引っ張るなどして連行しようとしていたのであるから、その過程において入国警備官らの体の一部が原告の体の上に乗ることがあったとしても、入国警備官らが故意に原告を押し倒し、原告の体に膝をつく形で体重をかけて押さえつけたとは直ちに認め難く、本件全記録によっても、そのような行為があったとは認められない。かえって、入国警備官らが本件居室に入る前及び入って以降の原告の言動を考え合わせると、原告は、本件処遇室への連行に抵抗するため、四肢に力を込めていたものと認められる。

また、前記③につき、原告は、本件居室において、物品棚の下から引っ張り出されないよう手足をばたつかせるなどして抵抗しており（認定事実(5)カ）、原告自身、そのように主張したり（訴状）、本件看守責任者に対し供述したりしている（乙12③）。また、入国警備官Aは、本件居室において、本件暴行発言をしたほか、本件当日に作成された報告書（乙10）以来、証人尋問に至るまで、一貫して原告に蹴られたと供述しており、原

告の右足が入国警備官Aの腹部付近に当たった事実は認められる。そして、これが原告の故意によるものでないとしても、原告を本件居室から連れ出し、本件処遇室へと連行するという適法な職務の執行を具体的に妨害する行為であるといわざるを得ない。

さらに、前記④につき、前記アのとおり、本件連行の態様は原告が負傷しないように配慮したものといえるし、入国警備官らは原告に対し「デニズ、行くよ。」、「行くよ、行くよ。」などと繰り返し述べ、本件処遇室への連行を促したものであるが、原告が大声を出すとともに手足をばたつかせるなどしてこれに抵抗し、その足が入国警備官Aの腹部に当たるなどして職務執行の妨害となっていたこと、騒然となっていた当時の3寮の状況からして騒擾に発展するおそれもあり、速やかに本件処遇室へと連行する必要があったこと（認定事実(5)カないしク）、原告の性格、体格や処分歴（前提事実(1)、認定事実(4)）からすると、本件連行が過度な実力行使であったとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、いずれも理由がない。

（なお、前記③に関し、入国警備官らが着けていた識別票は、被告提出の証拠（乙45）によっても、クリップ留めされていたにすぎず、比較的小さい外力が働いた場合でも容易にはずれる可能性がある」と認められるのであり、入国警備官A自身、原告に奪取された場面を認識していないこと（証人入国警備官A・7頁、8頁）、原告から帽子を奪取されたとされる入国警備官は、東日本センターの企画管理・執行部門統括入国警備官の事情聴取に対し、帽子を奪取されたときの記憶が曖昧である旨述べていること（乙24）に加え、原告が本件処遇室への連行に抵抗して手足をばたつかせていたこと（認定事実(5)カ）、動画（乙12③）が暗くて不鮮明であり、帽子や識別票が故意に奪取されたことをうかがわせる場面が映っていないことからすれば、原告の故意の行為によらずに入国警備官の帽子が外

れたり識別票が落ちたりした可能性は否定できない。しかしながら、上記の認定、説示に照らし、この点は、本件連行が国家賠償法上違法なものとはいえないとの前記アの判断を左右するものではない。）

(3) 原告の後ろ手に戒具を使用した行為について

5 ア 認定事実のとおり、原告は、本件居室において、パンセダンの交付を求めて深夜、断続的に大声を出し続けたり、本件居室の扉を叩いたり蹴ったりした上、本件処遇室への連行に抵抗して手足をばたつかせ、その右足が入国警備官Aの腹部に当たったほか（認定事実(5)アないしカ）、本件連行の際も、「助けて。」、「殺される。」などと繰り返し大声で叫んでおり
10 （認定事実(5)キ）、本件処遇室に連行された時点において、相当程度興奮していたものと認められる。

原告がこのような状態であったことに加え、原告は、東日本センターに収容された平成29年2月から本件までの2年弱の間に、入国警備官に対する職務執行に反抗したり、他の被収容者や入国警備官に対して暴行を加
15 えたりしたこと等を理由に隔離措置を8回、制止等の措置を25回受けたこと（認定事実(4)）、原告の性格や体格（前提事実(1)、認定事実(4)）、本件以前に東日本センターにおいて、被収容者に対する制圧を解除した後に入国警備官に対する暴行を加えた事例が発生していたこと（乙22）を踏まえると、原告が手錠を掛けられている間、声をあげるなどして抵抗して
20 いなかったことや、当時、複数の入国警備官らが原告の四肢等を押さえつけて固定していたこと（認定事実(6)ア）を考慮してもなお、入国警備官Aらにおいて、このままの状態では原告が入国警備官等に対し危害を加えるおそれがあり、かつ、戒具を使用する他にこれを防止する方法はなかった
25 （処遇規則19条1項）と判断したことが、当時の状況に照らし、不合理な判断であったとは認められない。

また、戒具の使用要領（乙5）によれば、両手前の状態では暴行等を制

止することが困難と認められる場合に両手後の状態で第一種手錠をすることが認められるところ、以上で指摘したところによれば、入国警備官Aらにおいて、原告に対して両手前の状態で第一種手錠を使用した場合、原告が両手を振り回すなどして周囲の入国警備官が負傷するおそれがあり、原告による暴行を防止することは困難であったと判断したことが、当時の状況に照らし、不合理な判断であったとは認められない。

したがって、原告に対し両手後の状態で第一種手錠を使用したことにつき、入国警備官Aらが職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行ったものとは認められないから、上記行為は、国家賠償法上違法とはいえない。

イ これに対し、原告は、原告が入国警備官Aを蹴った事実がないこと、本件処遇室に運び込まれた時点で原告が抵抗をしていなかったこと、後ろ手に手錠を使用したことは、戒具の使用要領に反するとともに、必要最小限度の措置とは認められないことから、必要性、相当性を欠き、比例原則にも違反するなど主張する。

しかしながら、原告が本件処遇室への連行に抵抗して手足をばたつかせ、その右足が入国警備官Aの腹部に当たったと認められること、これが原告の故意によるものでないとしても、適法な職務の執行を具体的に妨害する行為であることは、前記(2)で認定、説示したとおりである。

また、原告が本件処遇室への連行に抵抗して手足をばたつかせ、その右足が入国警備官Aの腹部に当たったのみならず、原告は、本件連行の際も「助けて。」「殺される。」など繰り返し大声で叫んでおり、本件処遇室に連行された時点において、相当に興奮していたと認められる上、原告の過去の処分歴等を踏まえると、原告が手錠を掛けられている間、声をあげるなどして抵抗していなかったこと等を考慮しても、入国警備官Aらの戒具に関する判断が不合理とは認められないことは前記アで説示したと

おりであって、原告に対して両手後の状態で戒具を使用したことが戒具の使用要領に反するとか、比例原則にも違反するなどとは認められない。

原告の上記主張は、理由がない。

(なお、原告が本件連行の際、眼鏡を手にとって「これ誰の。」と繰り返して発言していることや、当時原告が入国警備官に両手両足をつかまれていたこと(認定事実(5)キ)からすると、原告が入国警備官の眼鏡を故意に奪取したとは認め難く、原告が故意に奪ったとして器物損壊に当たるとする入国警備官Aの判断自体は合理的なものとはいえないが、上記の認定、説示に照らし、この点は、戒具の使用の判断の合理性を左右するものではない。)

(4) 戒具使用後も原告の制圧を継続した行為について

ア 前記(3)で認定、説示した事情に加え、入国警備官らが原告の上半身を起こそうとすると突然「何やってる。殺しているよ。あなたたち。私をね。」などと大きな声で叫んだこと(認定事実(6)イ)を踏まえると、当時、入国警備官らにおいて、原告の四肢を押さえつける等の制圧行為を解いた場合、原告がパンセダンの交付を求めて再び大きな声を出したり、入国警備官らに対し危害を加えたりするなどの行為に及ぶ可能性があると考え、原告の四肢を押さえつけた手をすぐに離さず、原告の制圧を継続したこと自体が不合理なものとは認められないから、後記のような個別の有形力の行使は格別、原告の制圧を継続した行為につき、入国警備官らが職務上尽くすべく注意義務を尽くさず、漫然と行ったものとは認められない。

したがって、上記行為は、国家賠償法上違法とはいえない。

イ これに対し、原告は、当時、違反行為は継続しておらず、原告が違反行為を行う高度の蓋然性はなかったから、処遇規則17条の2の要件を欠いていたなどと主張するが、前記アで認定、説示したところに照らし、理由がない。

(5) 入国警備官が原告の口や鼻を塞いだ行為について

認定事実のとおり、1月19日午前0時37分頃、原告が突然、「何や
てる。殺してるよ。あなたたち。私をね。」と大声で叫んだ直後、原告の頭
部付近にいた入国警備官らが手で原告の顎付近を押さえ、原告は、入国警備
官の手を振り払うようにして顔を左側に向け「空気入らない。苦しい。首痛
い、首痛い。」などと大声で叫んだことが認められ（認定事実(6)イ）、また、
乙12③によれば、「空気入らない、苦しい」という原告の声がくぐもるよ
うに聞こえるものの、その際、原告は顔を左側に向けており、原告の口付近
には原告の顎付近を押さえつける入国警備官の足が位置していたこと、原告
の声がくぐもるように聞こえた時間がほんのわずかであること及び原告の
口付近の様子が動画に映っていないこと（乙12③）からすると、原告の声
がくぐもるように聞こえた原因が、原告が主張するとおり、入国警備官らが
手で原告の口を塞いだためか、被告が主張するとおり、原告の口が原告の顎
付近を押さえつける入国警備官の足に当たったためであるかについては、判
然としない。以上に加え、混乱した制圧の場面では入国警備官らの体の一部
が対象者の口に意図せずに短時間かぶってしまうこともあり得ること（乙1
8、弁論の全趣旨）、対象者の口を手で塞ぐ行為は入国警備官にとっても手
を噛みつかれるおそれのある危険な行為であること（証人入国警備官A・4
7頁）からすると、入国警備官らが故意に手で原告の口や鼻を塞いだとまで
は認められない。

したがって、入国警備官が原告の抗議を中止させるという許されない意図
の下、比例原則に反し、素早く革手袋をつけた手で原告の口と鼻を塞ぐとい
う危険な行為を行ったとの原告の主張は、にわかに採用することはできな
い。

(6) 入国警備官Aが親指で原告の左顎の下を押し込んだ行為について

ア 認定事実のとおり、1月19日午前0時38分頃、上半身を起こされて

5
10
15
20
25
床に座る状態になった原告が「やりすぎ。」と繰り返し大声で叫ぶと、間髪を入れず、入国警備官の一人は、原告の背後から両腕でつかむようにして原告の頭部を固定し、原告の正面にいた入国警備官Aは、「はい、うるさいな。」などと繰り返し言いながら、左手の指で原告の口の左右（両頬付近）をつかみ、右手の親指で原告の左顎の下付近にある痛点を強く押し込み、原告が「痛い。痛い。痛い。やめて。痛い。痛い。痛い。痛い。痛い。」「やめて。痛い。」などと大声で叫んだが、すぐにこれをやめず、「痛いか。痛いか。痛いか。」「もう抵抗しないか。抵抗しないか。抵抗しないか。」と大声で言いながら、右手の親指で原告の左顎の下付近にある痛点を約20秒間強く押し込んだものである（認定事実(6)ウ）。

原告は、深夜、繰り返し大きな声で叫んでいたことが迷惑行為に当たるなどとして、本件居室から本件処遇室に連行されたものであり（認定事実(5)）、本件処遇室においても入国警備官らの適法な職務執行に対して「やりすぎ。」などと繰り返し大声で叫んでいたこと（認定事実(6)イ、ウ）、本件処遇室であげる原告の声は、3寮の被収容者にも聞こえ、その睡眠の妨げとなっていたこと（認定事実(5)ク）、この頃から同日午前0時40分頃にかけて、入国警備官Aらが「はい、うるさいな。」「静かにしないか。」「静かにしろ。」「静かに話をできるか。」「薬の説明をしたいんだけど。聞いてくれない。」などと述べていたこと（認定事実(6)ウないしオ）からすると、当時、入国警備官Aらは、原告が大声をあげるのをやめさせ、原告を落ち着かせて薬の説明をしようとしていたものと認められる。実際、入国警備官Aは、顎の下の両端の部分にある痛みを強く感じる部分（痛点）を押すことにより、痛みによって瞬間的に声を止めさせ、入国警備官との会話に応じるよう鎮静化させる目的で、左手で原告の両頬付近をつかみ、右手の指で原告の左顎の下付近を何度も押す行為に及んだ旨を証言しており（証人入国警備官A・10頁）、当時の状況に照らして、

入国警備官Aが原告に痛みを与えるためだけに上記行為を行ったなどとは認められない。

しかしながら、入国警備官Aから顎の下を押されている間、原告は、上記のとおり大声をあげて叫んでおり、原告が受傷していないとはいえ、上記行為は、原告に対して相当強い痛みを与える行為であったものと認められるのであって、入国警備官A自身、「瞬時的に痛みにより大声を止めさせる効果がある」、「痛みが強いから」防声効果があるなどと証言し、声が出なくなるほどに痛みが強いことを認識している（証人入国警備官A・10、36頁）。

そして、入国警備官Aは、顎の下を痛く押すことで発声を防止するという行為について、正規の訓練で習った旨供述するものの（証人入国警備官A・38頁、39頁）、入国警備官Aが上記行為に及んだことは本件判定において不当な行為であると判断されていること（認定事実(8)ア、イ）、本件判定以降、防声のために被収容者の顎の下を痛く押すことは行われていないこと（証人入国警備官A・46頁）、本件看守責任者は、顎の下を痛く押すことで発声を防ぐという訓練を受けたことはなく、処遇における有形力行使に関する訓練の中にもそのような訓練は含まれていないはずである、防声のために痛みを加えるという考え自体がない旨を証言していること（証人本件看守責任者・14頁、15頁、22頁）などに照らすと、入国警備官Aのした上記行為が防声のために入国警備官がとるべき通常の措置であったとは認め難い。

しかも、入国警備官Aが原告に対して上記行為を行った時点で、原告は両手後の状態で第一種手錠を掛けられ、頭部や両手両足を入国警備官らに押さえられて制圧されており、戒具を解錠しない限り、原告に対して更なる有形力を行使しなくても原告が入国警備官らに危害を加えるおそれは小さかったと認められる。この点、被告は、原告が「何やってる。殺され

るよ。あなたたち。私に。」と叫んだと主張しており、これは、原告が入国警備官らに危害を加えるとの暴言を吐いた旨を主張するものと解されるが、乙12③によれば、原告は上記のとおり「何やってる。殺してる。あなたたち。私をね。」と述べ、原告が入国警備官らに殺されてしまうと訴えていることが認められるのであって、被告の上記主張は、事実の基礎を欠き、理由がない（なお、原告は、本件連行の際から「助けて。」「殺される。」などと繰り返し叫んでいたし（認定事実(5)キ）、1月19日に作成された報告書（乙10）にも原告がそのように危害を加えるとの暴言を吐いた旨の記載はなく、入国警備官らが聞き間違えたとも考えにくい。）。また、原告が体をこわばらせていた（認定事実(6)ウ）のは、その当時、原告が「痛い。痛い。」などと叫んでいたことからして、激しい痛みからくる体の防御的な反応にすぎないと認められ、原告がことさらに入国警備官らの職務に抵抗していたとは認められない。

原告は、1月19日午前0時37分頃、上半身を起こされた際に「何やってる。殺してる。あなたたち。私をね。」と叫んだほかは、入国警備官らの有形力の行使に対して「痛い。」とか「やりすぎ。」などと叫んでいただけであることからしても（認定事実(6)イないしオ）、入国警備官らが有形力を行使しなければ「痛い。」などと叫ぶこともないのであるから、防声のために有形力を行使するというのは、目的のために合理的な行為とはいいい難い上、原告が大声を出すことをやめず、抵抗を続けるのであれば、速やかに隔離措置を講じることも可能であったと認められる。実際、現場責任者である本件看守責任者は、本件連行後、原告に戒具が使用されたものの、隔離室へ連行する様子が見られなかったことから、速やかに隔離措置を講ずるため、本件処遇室に行って自ら直接指揮を執ることとし、本件処遇室に到着後は「一回抜いて。クールダウンして。みんなクールダウンして。落ち着いて。これなんでやってるの、暴行。」などと述べて原告に

5 に対する有形力の行使をやめさせ、原告に対して隔離する旨を告知し、その後、隔離室に向けて移動が開始されたのであり（認定事実(6)カ、(7)）、原告の処分歴等を把握し、原告を処遇困難者と認識していた（認定事実(4)）
10 本件看守責任者の本件当時の認識としても、原告の防声や鎮静化のために更に有形力を行使するよりも速やかに隔離することを重視していたこと、及び入国警備官Aらによる制圧の状況をクールダウンが必要なものととらえていたことが明らかである。

15 以上に加え、原告が「痛い。痛い。」などと繰り返し叫んでいたにもかかわらず、入国警備官Aがすぐにやめず、原告の左顎の下付近にある痛点を親指で強く押し込んだ時間が約20秒間にも及んだことからすると、当時の現場の混乱した状況を勘案してもなお、上記行為は「合理的に必要と判断される限度」（処遇規則17条の2）を超えるものであり、上記のとおり説示したところに照らし、入国警備官Aは、職務上尽くすべき注意義務に違反したものと認められる。

20 したがって、入国警備官Aの上記行為は、国家賠償法上違法であると認められる。

25 イ これに対し、被告は、①本件処遇室は他の被収容者が生活する寮に近接する場所にあり、当時深夜でもあったため、原告が大声を出し続ければ、他の被収容者の安眠を妨害するおそれや、ひいては騒擾を招くおそれがあったから、大声を出し続ける原告を放置することはできなかったし、原告が興奮状態のまま隔離室への移動を開始した場合、原告が移動途中の廊下やエレベーター内で突如暴れるおそれがあったなどとして、原告をある程度落ち着かせ、可能であれば自力歩行を促した上で隔離室への移動を開始しなければならず、原告の抵抗する気力をそぐ行為は必要であったし、入国警備官及び原告双方の受傷を防止するためにも、原告の防声と鎮静化、すなわち、速やかに原告の抵抗する気力をそぎ、ある程度落ち着かせる必

要性が高かった、②入国警備官Aは、痛みによって瞬間的に声を止めさせる効果があると考え、原告に大声を止めさせ、収容所内の秩序を維持するとともに、適切な移動の実施のために原告を鎮静化させて話をするために上記行為をしたものであり、上記行為は、原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であって、押さえた時間が短時間であったことや、原告が受傷していないことも併せ考慮すれば、一定の合理性があったなどとして、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況の下において必要かつ一定の合理性があったのであり、入国警備官Aが職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と上記行為をしたものとはいえないなどと主張する。

しかしながら、①前記アで認定、説示したとおり、当時の客観的な状況からして、戒具を解錠しない限り、原告に対して更なる有形力を行使しなくても原告が入国警備官らに危害を加えるおそれは小さかったと認められる上、原告が大声を出すことをやめず、抵抗を続けるのであれば、速やかに隔離措置を講じることも可能であったと認められること、原告の処分歴等を把握し、原告を処遇困難者と認識していた本件看守責任者の本件当時の認識としても原告の防声や鎮静化のために更に有形力を行使するよりも速やかに隔離することを重視していたこと等からすると、対象者に激しい痛みを与え、防声のために入国警備官がとるべき通常の措置であったとは認め難い上記行為をしてまで、原告の抵抗する気力をそぐ必要があったとは認められない。

また、②仮に、被告の主張するように手段に一定の合理性があるというのであれば、被収容者の処遇において、痛みを与えて防声・鎮静化を図るという手段を講じるべき場合やその際の留意点等について教育・訓練等が行われるものと考えられるが、そのような訓練が行われていることを裏付ける証拠はなく、かえって、本件看守責任者は、そのような訓練がない旨

を証言するなどしており、入国警備官Aのした上記行為が入国警備官において通常とすべき措置であったとはいえないことも前記アのとおりである。被告は、入国警備官Aにおいて現場の警備官なりの工夫として当時の状況において最善と考えられる方法で対応をした（証人入国警備官A・16頁、17頁）などとして、当時の状況下における判断としての合理性を主張するが、上記のとおり認定、説示したことからすると、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況下における判断としても合理性、相当性を欠くものといわざるを得ない。

被告の上記主張は、理由がない。

- (7) 入国警備官Aがうつ伏せの状態になった原告の手錠鎖を引っ張り上げた上、左手で原告の左肘を押さえた行為及び右手で原告の背骨付近を押さえた行為について

ア 認定事実のとおり、入国警備官Aは、うつ伏せの状態になった原告の後ろ手の形で掛けられていた手錠鎖の部分を右手でつかみ、上方向に引っ張り上げた上、両手で原告の左肘を体の外側へ押し、左手で1分以上押さえ続け、また、その間、右手を原告の左腕から離し、右手の親指で原告の肩甲骨付近の背中のくぼみ付近を押さえ、これを支点として右手の四本の指で原告の背中を押さえたものである（認定事実(6)エ）。

なお、入国警備官Aが左手で原告の左肘を押さえた行為と右手で原告の背中を押さえた行為は、その客観的な態様（乙12③）からして、原告を制圧するための一連の行為と認められるから、その適法性について、一体として判断することとする。

イ まず、入国警備官Aは、手錠鎖の部分を上方向に引っ張り上げた行為について、次に行う左肘を押す行為の際に原告が手首の関節等を負傷することを防ぐため、原告の手首の位置と両腕の状態を確認するためであった旨を証言しているところ（証人入国警備官A・13頁、18頁）、その証言

5
10
内容に特段不合理な点は見当たらず、また、前記(6)のとおり、当時、入国警備官Aらは原告が大声をあげるのをやめさせ、原告を落ち着かせて薬の説明をしようとしていたものと認められるのであって、原告に痛みを与えるために上記行為をしたものとは認められない。後記のとおり、正当な抗議をしている原告の大声をやめさせるために更に有形力を行使するというのは、合理的なものとはいえないが、その態様をみても、手錠鎖の部分を引っ張り上げた時間はごく短時間であり（認定事実(6)エ）、原告に対して不必要な苦痛をもたらすものとまでは認められないことからすると、入国警備官Aのこの行為を独立して取り上げて国家賠償法上違法であると認定することはできない。

15
20
25
しかしながら、入国警備官Aが左手で原告の左肘を押さえた行為及び右手で原告の背中を押さえた行為については、入国警備官Aは、かかる行為に及んだのは、原告の顎の下を押すことによる防声の効果が見られなかったためである旨を証言しているが（証人入国警備官A・13頁）、前記(6)で認定、説示したとおり、当時の状況に照らし、防声のために有形力を行使するというのは、目的のために合理的な行為とはいえない上、入国警備官Aが親指で原告の左顎の下を痛く押し込んだ行為は、被収容者に対する措置として違法なものであったから、原告がこれに対して「やめて。痛い。」などと叫んだことは、無理からぬ生理的反応であると同時に正当な抗議行動と認められるのであって、これをもって原告が抵抗を続けているとみなし、原告に対して防声の必要ありとして更に有形力を行使することは、合理性、相当性を欠くものといわなければならない。仮に、このような場合に更なる有形力の行使が認められるとなると、有形力の行使が際限なくエスカレートしてしまうことにもなりかねないのであって、このことは、入国警備官Aが原告の左顎下の痛くを押したが防声の効果がなかったとして左肘を押さえつけ、さらに原告の抵抗を抑止するために両腕を持ち

上げるなど（証人入国警備官A・13頁、42頁）、本件処遇室に臨場した本件看守責任者から「一回抜いて。クールダウンして。みんなクールダウンして。落ち着いて。」などと言われて止められるまで、次々と原告に対して有形力を行使していたこと（認定事実(6)ウないしカ、証人入国警備官A・16頁）からもうかがわれるというべきである。

また、そもそも、原告が大声を出すことをやめず、抵抗を続けるのであれば、速やかに隔離措置を講じることも可能であったと認められるし、原告の処分歴等を把握し、原告を処遇困難者と認識していた現場責任者である本件看守責任者が原告の防声や鎮静化のために更に有形力を行使するよりも速やかに隔離することを重視していたこと及び入国警備官Aらによる制圧の状況をクールダウンが必要なものととらえていたことからすると（前記(6)）、原告が「痛い。痛い。」、「殺さないで。殺さないで。殺さないで。」などと激しい痛みのために繰り返し大声をあげている中で、1分以上もの間、左肘を押さえ続けたりするほどの必要性、合理性があったものとは認め難い。

そうすると、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況下における判断としても合理性、相当性を欠くものといわざるを得ず、入国警備官Aは、職務上尽くすべき注意義務に違反したものと認められる。

したがって、入国警備官Aの上記行為は、国家賠償法上違法であると認められる。

ウ これに対し、被告は、①原告は、長座からうつ伏せに姿勢を変更させられている途中、突如体を動かして入国警備官からの制圧に抵抗し、それにより原告を押さえいていた複数の入国警備官の体勢が突如一斉に崩れるなどしたとして、原告が入国警備官らに対して抵抗したことを前提に、②入国警備官Aは、原告の左肘を加減しながら短時間押したものであり、必要以上の力を込めて押さええていないし、一般的な肩甲帯の屈曲可動域（20

度)を超えて原告の左腕を押さえつけておらず、入国警備官Aに原告に痛みを与える意図があったとはいえない、③入国警備官Aは、右手親指の表面を支点として人差し指から小指の4指の甲で原告の背中を押さえたにとどまるし、その押さえ方は、入国警備官Aの指が原告の背中に置かれている程度のものであり、必要以上の力を込めておらず、入国警備官Aには原告に痛みを与える意図がなかったなどとして、入国警備官Aの上記行為は、合理的に必要と判断される限度での有形力の行使であり、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然とされたものではない旨主張する。

しかしながら、前記④につき、当時の動画(乙12③)によれば、入国警備官らは、「右、右。」、「足伸ばして。」などと言って原告の左肩を原告から見て右回りに押すなどし、原告の体を右回りに反転させてうつ伏せにしようとしたところ、原告の力よりも入国警備官が原告の体を押して回転させようとする力が大きく上回った瞬間、原告の体の回転に伴い、原告の四肢を押さえていた入国警備官らが一斉に倒れ込むように低い姿勢となり、その結果、原告の左足の近くにいた入国警備官の体勢が前に崩れたにすぎないと認められるのであって(認定事実(6)エ)、原告が意図的に体を回転させるなどして入国警備官らに抵抗したために入国警備官らの体勢が崩れたとか、これに対して入国警備官らが原告をうつ伏せにしたとは認められないし、他の場面とは異なり、入国警備官らが「はい、抵抗」などと発言したとは認められないことや、上記のとおり原告を回転させてうつ伏せにしようとした結果が実現したにすぎないことからすると、当時、入国警備官らにおいて原告の上記行為を原告が意図的に体を回転させて抵抗したものと認識していたことや仮に認識していたとしてもそれが合理的なものであることについては疑問が残るから、被告の上記主張は、にわかに採用し難い。

しかも、前記②及び③につき、入国警備官Aにおいて原告に痛みを与える意図がなかったとしても、客観的にみて、その行為は原告に激しい痛みを与えるものであり、このため、原告は、「痛い。痛い。痛い。」、「暴行してるよあなたたち私。」、「殺さないで。殺さないで。殺さないで。」、「痛い。殺さないで。」、「頭痛い。」などと大声をあげ、うつ伏せのまま体をこわばらせていたものである（認定事実(6)エ）。そして、入国警備官Aから違法な有形力の行使を受け、「痛い。痛い。」、「殺さないで。」などと原告が大声を出していたのは、無理からぬ生理的反応であると同時に正当な抗議行動と認められ、これをもって原告が抵抗を続けているとみなし、原告に対して防声の必要ありとして更に有形力を行使することが合理性、相当性を欠くものであることや、原告の処分歴等を把握し、原告を処遇困難者と認識していた現場責任者である本件看守責任者が原告の防声や鎮静化のために更に有形力を行使するよりも速やかに隔離することを重視していたことなど、前記アで認定、説示したところからすると、原告が激しい痛みのために繰り返し大声をあげている中で、1分以上もの間、左肘を押さえ続けたりするほどの必要性、合理性があったものとは認め難いのであって、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況下における判断としても合理性、相当性を欠き、職務上の注意義務に違反したものといわざるを得ない。

したがって、被告の上記主張は、いずれも理由がない。

- (8) 入国警備官Aが後ろ手に手錠を掛けられている状態の原告の両腕を持ち上げた行為について

ア 認定事実のとおり、入国警備官らが原告を仰向けにした上、上半身を起こして床に座る状態にさせた際、原告は、床に座りながら「やりすぎあなたたち。」、「私薬飲みたいだけ。やりすぎ。」、「なんであなたたちそんなことやってる。薬飲みたいだけ。」などと述べ、入国警備官らが「聞

5 いてくれる。」、「殺すの意味が分かんないんで。薬の説明をしたいんだけど。聞いてくれない。」、「会話ができない。会話ができないな。」などと述べたのに対し、「なんで私を殺したい。」、「私なんで。」などと、大きめの声で一方向的に話し続け、入国警備官らの説明を聞こうとしなかったが、激しく叫ぶことはなかったという状況において、原告の背中側にいた入国警備官Aは、1月19日午前0時41分頃、後ろ手に手錠を掛けられた状態の原告の両腕を頭部の方向へ持ち上げ、原告が「あなたたち暴行やってる。あなたたち暴行やってる。あっー。あっー。あっー。」、「やりすぎ。やりすぎ。ぎゃあー。やりすぎ。やりすぎ。」、「腕痛い。腕壊れる。ぎゃー。腕、腕痛い。」、「腕痛い。腕痛い。痛い。腕痛い。腕痛い。」などとひととき大きな声で繰り返し叫んだにもかかわらず、また、他の入国警備官らから「一回、一回静かにしましょう。お互いに。」、「一回静かにしようか。」などの発言があったにもかかわらず、入国警備官Aは、原告に対し、「痛くしないから。言うこと聞けるか。」、「聞けるのか。聞けるのか。聞けないな。」などと大声で述べながら、本件看守責任者から「一回抜いて。クールダウンして。みんなクールダウンして。落ち着いて。」などと言われて止められるまで、1分以上、原告の両腕を持ち上げ続けたものである。

20 この点、前記(6)及び(7)と同様、入国警備官Aらは原告が大声をあげるのをやめさせ、原告を落ち着かせて薬の説明をしようとしていたものと認められ、また、原告は大きめの声で一方向的に話し続け、入国警備官らの説明を聞こうとしなかったものの、原告は、入国警備官Aから違法な有形力の行使を繰り返し受けたのに対して正当な抗議をしていたと認められるのであって、これをもって原告が抵抗を続けているとみなし、原告に対して
25 防声の必要ありとして更に有形力を行使することは合理性、相当性を欠くものである上、仮に、原告が抵抗を続けるのであれば、速やかに隔離措置

を講じることも可能であったと認められること、原告の処分歴等を把握し、原告を処遇困難者と認識していた現場責任者である本件看守責任者の本件当時の認識としても原告の防声や鎮静化のために更に有形力を行使するよりも速やかに隔離することを重視していたこと等からすると、原告が激しい痛みのために繰り返し大声をあげており、他の入国警備官（本件看守責任者であるか否かは、証拠上明らかでない。）からも「一回、一回静かにしましょう。お互いに。」などの発言があった中で、入国警備官Aが本件看守責任者から「一回抜いて。クールダウンして。みんなクールダウンして。落ち着いて。」などと言われてやめるまで原告の両腕を1分以上もの間持ち上げ続ける必要性、合理性があったものとは認め難い。

したがって、入国警備官Aの上記行為は、当時の状況下における判断としても合理性、相当性を欠くものといわざるを得ず、入国警備官Aは、職務上尽くすべき注意義務に違反したものと認められるから、入国警備官Aの上記行為は、国家賠償法上違法であると認められる。

イ これに対し、被告は、原告は、入国警備官の話を一向に聞き入れようとせず、自己主張を繰り返し会話ができない状態で断続的に大声をあげるようになっており、抵抗の意思がないとは認められなかった、入国警備官Aは、このような原告に対する防声及び鎮静化のため、興奮状態にある原告の抵抗する気力をそいで脱力させ、落ち着かせるべく、原告の両腕を持ち上げたものであり、一般的な肩の伸展（後方挙上）可動域（基本軸に対して50度）を超えて原告の両腕を持ち上げていないし、上記行為は長時間に及んでおらず、現に原告は受傷しなかったことからすると、このような方法には一定の合理性が認められるなどとして、原告を確実に制圧しなければならない当時の状況において、入国警備官Aの上記行為は、具体的な状況の下で相当と認められる限度を超えるものではなく、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然とされたものでないなどと主張す

るが、原告が大きめの声で一方的に話し続け、入国警備官らの説明を聞こうとしなかったのは入国警備官 A から違法な有形力の行使を繰り返し受けたのに対する正当な抗議と認められることなど、前記アで認定、説示したところに照らし、上記主張に理由がないのは明らかである。

5 (9) 小括

以上によれば、原告が国家賠償法上違法であると主張する入国警備官らの行為のうち、入国警備官 A が①右手の親指で原告の左顎の下にある痛点を約 20 秒間押し込んだ行為、②うつ伏せとなっている原告の左肘を左手で 1 分以上押さえた行為及び原告の背中を右手で押さえた行為、並びに③後ろ手に手錠を掛けられている状態の原告の両腕を 1 分以上持ち上げた行為については、いずれも、国家賠償法上違法であると認められるものの、その余の行為については、国家賠償法上違法であるとは認められない。

3 争点 2 (本件隔離措置は国家賠償法上違法か) について

15 (1) 入管法 61 条の 7 は、被収容者には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないなどとしつつ、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとし、入国者収容所等内の規律及び秩序を維持するために必要かつ合理的な範囲内において被収容者の権利又は自由に一定の制約を加えることを認めていると解されるところ、当該法務省令である処遇規則 18 条 1 項においては、所長等
20 等は、被収容者が同項所定の行為をし、又はこれを企てる等した場合には、他の要件を付加することなく、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができるとしていること、この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければ
25 ならないことが規定されているものの、隔離の具体的方法や期間の長さ・定め方等について具体的規定がないこと、また、隔離中であっても、保安上支障がない範囲でできる限りの自由を与えなければならないものとさ

れていること（前記第2の2、隔離要領）などに照らすと、隔離の具体的な方法や期間等については、入国者収容所等の実情に通暁した所長等の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

したがって、所長等が処遇規則18条1項所定の隔離事由が認められる場合に行った隔離措置については、その判断が合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠くなど、裁量権の範囲を逸脱し、又はその権限を濫用したといえる場合に限り、本件隔離措置が国家賠償法上違法となるものというべきである。

- (2) これを本件についてみると、認定事実のとおり、原告は、本件居室において、入国警備官の度重なる指示に従わず、大声を出すとともに物品棚の下から引っ張り出されないよう手足をばたつかせるなどして抵抗し、その際、原告の右足が入国警備官Aの腹部付近に当たったものであって（認定事実(5)カ）、原告の上記行為が「職員の職務執行に反抗」又は「妨害」（処遇規則18条1項2号）に該当することは明らかである。

なお、上記のように原告の右足が入国警備官Aの腹部に当たった行為は、これにより入国警備官Aが傷害を負ったことを認めるに足りる的確な証拠はないから、原告が故意に行ったのではない場合、「逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為」（処遇規則18条1項1号）には当たらない。しかしながら、入国警備官Aは、原告が入国警備官Aのベルトの上の腹部を一回蹴った、その際、原告の足の裏全体が押しつけられた感じがした旨供述しており（乙44・5頁、証人入国警備官A・4頁、5頁）、原告が抵抗していた当時の状況（認定事実(5)カ）や原告の処分歴等（認定事実(4)）に照らし、入国警備官Aにおいて、原告が故意に入国警備官Aの腹部を蹴ったと考えたとしても、不自然不合理とはいえない。そうすると、本件看守責任者や入国警備官Aらにおいて、処遇規則18条1項2号に該当するだけでなく、同項1号にも該当すると判断したことが、当時の状況に照らし、合理的根拠

を欠くとか、著しく妥当性を欠くなどと評価することはできない。

そして、原告が本件処遇室に連行された時点において、相当程度興奮しており、このままの状態では原告が入国警備官等に対し危害を加えるおそれがあるなどと判断し（なお、この判断が合理的なものといえることは、前記2(3)のとおりである。）、後ろ手に戒具が使用されたこと（認定事実(6)ア）、原告が隔離室への移動中、突然大声をあげたり、入国警備官に対して暴言を吐いたりするなど興奮状態が続いていたこと（認定事実(7)）をも勘案すると、隔離先を本件保護室に変更し、本件保護室に隔離したことも、合理的なものであったと認められる。

さらに、原告の性格や処分歴（認定事実(4)）を踏まえると、本件看守責任者らが原告の動静を観察し、その興奮が落ち着くのを十分に見定めながら、手錠の解除、本件保護室から7寮単独2号室への移動と、段階的に制約を解除していったことは、極めて合理的な対応と認められるのであって、隔離措置の原則的期間の満了日である1月23日午前10時05分には原告のその後の言動が落ち着いており、隔離を続ける必要性はないなどとして本件隔離措置が中止されていること（以上につき認定事実(7)）からしても、隔離の期間が不必要に長期間にわたっていると評価することもできない。

以上によれば、隔離当初の9時間余り原告を本件保護室に隔離したことを含め、5日間にわたって隔離を継続したこと（本件隔離措置）について、東日本センター所長や本件看守責任者の判断が合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠くなど、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものとは認められない。

したがって、本件隔離措置は、国家賠償法上違法なものとは認められない。

- (3) これに対し、原告は、処遇規則18条1項1号及び2号に該当せず、隔離の事由がないなどとして、本件隔離措置は国家賠償法上違法であるなどと主張するが、この主張に理由がないことは、前記(2)の説示から明らかである。

また、原告は、原告が本件隔離措置の際、多少大きな声をあげていたのは、入国警備官らの暴行に対する抗議や自己に対する処遇の理由を尋ねるものであり、原告は、本件隔離措置のための移動に逆らったり、入国警備官らに暴行を加えようとしたりしたことはなかったから、本件保護室での隔離を選択しなければその目的を達成できないような状態ではなかった、原告は、本件隔離措置開始時点において手錠を不要とする程度には落ち着いており、起床後の1月19日午前9時56分の時点でも落ち着きを取り戻していたのであって、早期の段階で隔離の必要性を欠いていた、入国警備官が原告に対するクロルプロマジンの処方が中止されていたことを確認の上原告にパンセダンを交付すれば、トラブルの原因も解消し、被告が想定するような職務妨害行為のおそれはより認められ難い状態になっていたはずであるなどとして、本件において5日間の隔離継続の必要性はなかった旨主張する。

しかしながら、当時、平成30年11月7日に原告に処方されたクロルプロマジンのうち、不眠時就寝前に服用する分の処方が中止されていなかったと認められるから（前記2(2)イ）、クロルプロマジンの処方が中止されていたことを前提とする原告の主張は、その前提において理由がない。

むしろ、原告も認めるとおり、原告が鎮静剤（パンセダン）の交付を求めたものの交付されなかったことに対する原告の強い不満が本件の発端となっており（認定事実(5)）、本件隔離措置がされた時点において、この問題が解決していない以上、原告を隔離せずに本件居室に戻した場合、引き続き、パンセダンの交付を求めて大声を出すなどして暴れるおそれがあったものと認められる。

以上に加え、隔離は、入国警備官らへの暴行を防ぐだけでなく、被収容者の鎮静や施設内の規律維持等を図るため、他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があるときに行う措置であること（隔離要領）、原告の性格や処分歴（認定事実(4)）を踏まえると、本件看守責任者らが原告の動静を観

察し、その興奮が落ち着くのを十分に見定めながら、手錠の解除、本件保護室から7寮単独2号室への移動と、段階的に制約を解除していったことは、極めて合理的な対応と認められることや、隔離措置の原則的期間の満了日である1月23日午前10時05分には原告のその後の言動が落ち着いており、隔離を続ける必要性はないなどとして本件隔離措置が中止されていること（前記(2)）からすると、本件隔離措置が5日間継続したことにつき、合理的根拠を欠くとか、著しく妥当性を欠くなどということはできない。

原告の上記主張は、理由がない。

4 争点3（本件事後措置は、国家賠償法上違法か）について

- (1) 関係法令等の定めのとおり、入管法61条の7は、被収容者には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないなどとしつつ、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定めるものとし、当該法務省令である処遇規則においては、申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があった日から14日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により不服申出人に通知しなければならないこと（処遇規則41条の2）、所長等は、不服の申出が理由があると判定したとき等は、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする（処遇規則41条の4）と規定するものの、調査の内容やとるべき措置等については、具体的規定がないことなどに照らすと、調査の内容やとるべき措置等については、入国者収容所等の実情に通暁した所長等の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

したがって、所長等が処遇規則41条の4に基づき執った措置については、所長等がその裁量権の範囲を逸脱し、又は権限を濫用したといえる場合に限り、国家賠償法上違法となるものというべきである。

- (2) 認定事実のとおり、東日本センター所長は、本件判定を受け、処遇規則4

1 条の4に基づき、2月5日付けで、処遇部門首席入国警備官に対し、「不服申出に係る判定結果について」と題する事務連絡を発出し(認定事実(8)ウ)、これを受けた首席入国警備官は、処遇部門の統括入国警備官に対して、本件判定の内容を伝えた上、制圧時の対応に留意すべき旨を指示し、さらに首席入国警備官又は統括入国警備官は、本件看守責任者に対し、本件判定の内容を説明し、再発を防止するよう注意喚起をし、これを受けた本件看守責任者は、巡視などの機会をとらえて、部下である看守勤務者に対して、本件判定の内容を説明するとともに、制圧等の有形力を行使する際には、被収容者に対し、不必要に痛みを与えるような制圧方法をとらないよう指導するとともに、統括入国警備官は、入国警備官Aに対し、個別に、本件不服申出について「理由あり」の判定結果が出た旨及び「理由あり」と判定された部分について注意するよう、口頭で注意したものである(認定事実(8)エ)。

このように、東日本センターにおいて、本件不服申出及びこれに対する本件判定の結果が入国警備官らに周知され、不必要に痛みを与えるような制圧方法をとらないよう指導がなされるとともに、対象行為を行った入国警備官Aに対し、個別に注意・指導が行われており、本件判定において「理由あり」と判断された行為について、再発防止に努めていたことがうかがわれる。

また、[REDACTED]調整官は、原告に対し、本件判定の結果について説明するとともに、「理由あり」と判断された本件各不当行為について謝罪し、東日本センターとして再発防止に努める旨を説明していること(認定事実(8)イ)も踏まえると、本件事後措置につき、東日本センター所長がその裁量権の範囲を逸脱し、又は権限を濫用したものとは認められないから、国家賠償法上違法であるとは認められない。

(3)ア これに対し、原告は、東日本センター所長は、入国警備官Aに対し、本件各不当行為のような苦痛を与える行為の禁止を明白に宣告せず、配置転換、人権教育を行わず、懲戒等の制裁やその警告も行わず、口頭注意だけ

で指導内容に関する書面を交付しなかったのは、入国警備官Aにおいて改善を図る動機に乏しいものであるし、原告への怨恨を募らせて報復的措施に及んだ上で事実を隠蔽するような、違法不当な措置を再発させる危険を高め、かつ、これを巧妙化させる危険のあるものであり、著しく不合理なものであった、東日本センター所長が発出した文書（乙20）をみても、認定事実すら書かれておらず、どのような事実がどのような基準によって不当とされるのかの記載がなく、上記文書の内容を伝達された入国警備官Aにおいて、自分の行為のどの部分がどういう基準によって不当とされたのかを認識することができず、他の事例への応用可能性はほとんどないし、一般予防のための措置としても再発防止に必要なことがされていなかった、「無用な痛みを加える行為」をしてはならないと口頭で注意喚起したとしても、他の事例への応用の可能性はほとんどない上、何らペナルティが課されないのだから、形だけのものにすぎず、一般予防効果がないし、この注意喚起では、必要性をもって痛みを加える場合があるかのような表現であるなどとして、違法・不当であることの指摘及び口頭での指導という点でも、法律が要求する内容に足りていないなどと主張する。

しかしながら、前記(2)のとおり、入国警備官Aに対して個別の注意・指導が行われており、しかも、本件看守責任者においても、巡視などの機会をとらえて本件判定の結果を説明するとともに、制圧等の有形力を行使する際には被収容者に対し不必要に痛みを与えるような制圧方法をとらないよう指導をしたのであるから、本件のような状況の下で本件各不当行為のような行為に及ぶことが許容されないことを入国警備官Aが認識し、再発を防止することができるのであって、入国警備官Aに対する懲戒等がなされていないとか、東日本センター所長が発出した文書（乙20）に認定事実等の記載がないからといって、報復措置を招くような著しく不合理なものであるとか、入国警備官Aに対する指導が不十分であるなどとは認め

られない。

また、入国者収容所等において被収容者に対して有形力を行使して制圧しなければならない場面にはさまざまなものがあることは想像に難くないところ、ある特定の行為を示して禁止をした場合に、場合によっては、その行為がどうして禁止されるのかが現場の職員に十分に伝わらず、かえって、明示された以外の行為であれば許されとの誤解を招くことにもなりかねないことからすると、上記のとおり制圧等の有形力を行使する際には被収容者に対し不必要に痛みを与えるような制圧方法をとらないよう指導をすることについて、他の事例への応用可能性がほとんどないとか、一般予防効果がないなどということとはできない。

イ また、原告は、東日本センターは、原告に対して賠償もリハビリテーションもせず、調査結果・認定事実を開示せず、入国警備官Aらを含む加害者への制裁措置をせず、公式の謝罪もしていない、特に、リハビリテーションの観点から、入国警備官Aを配置換えしなかったことには、重大な違法があると評価されるべきであるとも主張する。

しかしながら、調整官は、原告に対し、本件判定において本件各不当行為が不当な行為と認められたことを説明し、謝罪したのであるから（認定事実(8)イ）、東日本センターが原告に開示した文書に黒塗りの箇所が多かったとしても、原告の上記主張は正鵠を射たものとはいえない。また、職員が交代しながら一年中24時間勤務態勢を整えなければならない東日本センターの業務からくる人員措置の制約やこれを踏まえた東日本センター所長の裁量を勘案すると、そもそも、東日本センター所長が本件不服申出をした原告に対して入国警備官Aを配置換えさせなければならない職務上の注意義務を負担していたとはにわかに認め難いし、この点を措くとしても、上記の観点からは、入国警備官Aを配置換えしなかったことにつき、東日本センター所長がその裁量権の範囲を逸脱したとか、権限

を濫用したなどということはできない。

ウ したがって、原告の主張は、いずれも理由がない。

5 争点4（原告の損害の有無及びその額）について

- 5 (1) 前記2のとおり、入国警備官Aが①右手の親指で原告の左顎の下にある痛
点を約20秒間押し込んだ行為、②うつ伏せの原告の左肘を左手で1分以上
押さえた行為及び原告の背中を右手で押さえた行為、並びに③後ろ手に手錠
を掛けられている状態の原告の両腕を1分以上持ち上げた行為は、いずれも
国家賠償法上違法である。

10 そして、上記各行為は入国者収容所等である東日本センターにおいて入国
警備官が被収容者に対して行ったものであること、特に、前記②及び③は、
入国警備官Aの違法な有形力の行使（前記①）に対する正当な抗議に対して
加えられたものであること等、本件事案の性質や上記各行為の客観的態様の
15 ほか、上記各行為によって原告が少なからぬ精神的苦痛を被ったと認められ
ること、他方で、原告が被った精神的苦痛は、必ずしも違法な行為によるも
のだけでなく、適法な職務執行によるものも含まれる上、原告が上記各行為
によって重篤な傷害や後遺障害を負ったとは認められないこと（後記(2)参
照）等、本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告の慰謝料額は20万円
が相当であり、また、原告について生じた弁護士費用のうち、2万円を相当
因果関係のある損害と認める。

- 20 (2) 原告は、入国警備官らから受けた一連の暴行により強い痛みと恐怖を受
け、本件疾患を発症し、抑うつ気分、不安、不眠症、強い希死念慮、頭痛、
動悸、吐き気、頭重感、悪夢、失禁等の症状が生じるようになったなどとし
て、これに対する慰謝料や逸失利益等の損害の賠償を求めている（前記第3
の4【原告の主張】）。

25 しかしながら、入国警備官らの一連の行為によって原告が少なからぬ精神
的苦痛を被ったとしても（甲30）、本件連行や戒具の使用等、適法な職務

行為による精神的苦痛等が賠償の対象とならないのは明らかである。

また、 クリニックの 医師ら作成の本件意見書（甲20）の
おり原告がPTSD等の本件疾患を発症していたとしても、入国警備官Aに
よる違法な有形力の行使（前記(1)）と原告の本件疾患との因果関係は、本件
5 記録上、必ずしも明らかではない。すなわち、原告は、平成28年5月に東
京入管収容場に収容されて以来、ずっと希死念慮を抱いており、平成29年
1月には自殺未遂を起こしていること（認定事実(2)イ）、その精神状態は安
定せず、不眠やストレスのため、東京入管収容場においても東日本センター
においても、繰り返し睡眠薬や精神安定剤の処方を受けていたこと（認定事
10 実(2)ア、(3)アないしオ）、平成29年2月から本件までの2年弱の間だけ
でも、8回隔離措置を受けていたこと（認定事実(4)アないしク）がそれぞれ認
められるところ、これらの事情は、原告の精神状態に大きく影響することが
らであり、本件疾患の原因の検討に当たり、これらの事情による影響の有無
や程度を適切に勘案する必要があると認められるにもかかわらず、原告は、
15 記憶は一部消えてしまっているところがあるなどとして、 医師に対して
全てを話してはおらず（原告本人・45頁）、本件意見書においても、これ
らの事情の本件疾患への影響の有無、程度について具体的に検討された形跡
がうかがわれない。

以上に加えて、原告が本件より前である平成30年11月5日に仮放免許
20 可申請のために提出した 医師の診断書には、心因反応やPTSD疑
いという原告の精神状態はトルコでの過去の体験及び収容環境に起因して
いると考えるとの記載があること（乙38）をも勘案すると、前記(1)の各行
為によって本件疾患を発症したとまでは認められない。

このほか、本件記録を精査しても、入国警備官Aの違法な行為により前記
25 (1)で認定した以上の損害が原告に発生したとは認められない。

第5 結論

よって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからこの限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行宣言につき同法259条1項を、仮執行免脱宣言につき同条3項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

5

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

篠田 賢治 

10

裁判官

渡邊 智弘 

15

裁判官石渡圭は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

篠田 賢治 

別紙 1

関係法令等

1 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）

5 （被收容者の処遇）

第 61 条の 7 入国者收容所又は收容場（以下「入国者收容所等」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）には、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。

2～5 （略）

10 6 前各項に規定するものを除く外、被收容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

2 被收容者処遇規則（処遇規則）

（目的）

15 第 1 条 この規則は、出入国管理及び難民認定法（略）により入国者收容所又は收容場（以下「收容所等」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。

（生活様式の尊重）

20 第 2 条 入国者收容所長及び地方入国管理局長（以下「所長等」という。）は、收容所等の保安上支障がない範囲内において、被收容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。

（遵守事項）

第 7 条 收容所等の安全と秩序を維持するため及び收容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被收容者の遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）
25 は、次のとおりとする。

一、二（略）

三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。

四 他人に対する迷惑行為をしないこと。

五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。

六、七 (略)

5 八 職員の職務執行を妨害しないこと。

九 (略)

2～4 (略)

(制止等の措置)

第17条の2 入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反
10 する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断
される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとる
ことができる。

(隔離)

第18条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企
15 て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者
を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該
期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しな
ければならない。

一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。

20 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。

三 自殺又は自損すること。

2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入
国警備官は、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。

3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行つたときは、速やかに所長等に報告
25 しなければならない。

(戒具の使用)

第19条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。

一 逃走すること。

二 自己又は他人に危害を加えること。

三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 (略)

10 (戒具の種類)

第20条 戒具は、次の四種類とする。

一 第一種手錠

二 第二種手錠

三、四 (略)

15 2 (略)

(不服の申出)

第41条の2 被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

20 2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者（以下「不服申出人」という。）に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発すること
25 ができる。

3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が収容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。

(所長等の処置)

5 第41条の4 所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は法務大臣が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする。

3 被収容者に対する隔離要領について（通達）（隔離要領。乙4）

10 1 基本的考え方

隔離は、被収容者の逃走の防止、生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため、他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があるときに行う措置であり、いわゆる懲罰とはその性格を異にし、隔離中であっても保安上支障がない範囲内でできる限りの自由を与えなければならないとの基本理念に留意する必要がある。

2 隔離の手続

(1)～(3) (略)

(4) 処遇担当統括は、被収容者を隔離するときは、原則としてビデオによりその状況を撮影するものとする。

20 3 緊急時の隔離

(1) 処遇担当統括は、処遇規則第18条第2項の規定に基づき被収容者を隔離したときは、速やかに（中略）の報告書により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) (略)

25 (3) 前記2(2)、(3)及び(4)の規定は、緊急時の隔離の場合に準用する。

4 隔離期間

隔離期間は、5日以内の必要な期間とする。ただし、隔離を継続する必要があるときは、3日以内の必要な期間ごとに隔離期間を継続することができる。

5 (略)

6 隔離の中止

- 5 (1) 処遇担当統括は、隔離中の被収容者について、隔離の必要がなくなったと認めるときは、直ちに（中略）の報告書により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前記(1)の場合において、所長等は、隔離の中止を相当と認めるときは、直ちに処遇担当統括にその旨を指示するものとする。この場合、処遇担当統括は、
10 直ちに隔離を中止しなければならない。

7 隔離中の留意事項

- (1) 隔離中の被収容者については、その動静等を随時所長等に報告するとともに、看守勤務日誌に記載しなければならない。
- (2) 被収容者の隔離に当たっては、身体検査を実施の上、自損等に供する危険物
15 品を排除するなど、保安事故の防止に努めなければならない。
- (3) 被収容者の動静及び健康状態に注意し、精神の安定を図るように努めなければならない。

8 保護室へ収容する場合の留意事項

被収容者の隔離に当たり、保護室（入国者収容所及び地方入国管理局に設置さ
20 れている単独室のうち、被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収内の秩序維持等を目的として、室内の突起物を極力排し内壁を柔らかい木製等としている隔離のための居室をいう。）へ収容する場合は、健康状態等心身に対する影響に配慮し、特に次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 保護室への収容は、24時間以内の必要な時間とする。ただし、当該時間を
25 超えて収容を継続する必要があるときは、所長等の指示を受けて24時間以内の必要な時間ごとにその収容を継続することができる。

(2) 被収容者の動静を把握するため、モニター等により常時監視するとともに、原則としてその状況をビデオに録画しなければならない。

(3) 被収容者の健康状態に十分配慮するとともに、必要に応じて医師の診察を受けさせなければならない。

5

4 戒具の使用要領（平成23年12月12日付け法務省管警第254号法務省入国管理局長通達。乙5）

被収容者処遇規則（昭和56年法務省令第59号（中略））第19条（中略）に規定する戒具の使用を適正に行うため、必要な事項を以下のとおり定めることとする。

10 第1章 戒具の使用

第1節 収容時の使用

1 使用基準

15 入国者収容所長及び地方入国管理局長（以下「所長等」という。）は、被収容者が次のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合で、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められるときに入国警備官に戒具を使用させるものとする。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は自ら戒具を使用するものとする。

(1) 逃走

(2) 自殺又は自損

20 (3) 他人への加害

(4) 設備、器具その他の物の損壊

2～5 （略）

第2節 （略）

第2章 戒具の操法

25 第1節 （略）

第2節 手錠の操法

1 種類及び使用原則

手錠には、第一種手錠と第二種手錠の2種類が定められており、被収容者等が前章第1節1又は第2節1の戒具の使用基準に該当する場合に使用する。

5 第二種手錠は、被収容者等が前章第1節1に規定する行為を企図して入国警備官に対して著しい抵抗を示し、第一種手錠ではこれを防止できないと認められる場合又は重大な受傷事故につながるおそれがある場合に限り使用する。(後略)

2 第一種手錠

10 (1)、(2) (略)

(3) 留意事項

ア (略)

イ 両手錠の場合、手の位置は、暴行、自殺又は自損のおそれなど特別な理由がない限り両手前とし、あらかじめ被収容者等の利き腕を把握しているときは、利き腕からかけ、手錠の鍵穴を被収容者等の腹部に向けるように施す。

ただし、両手前では、暴行、自殺又は自損を制止することが困難と認められる場合は、両手後とし、手錠の鍵穴を外側に向けるよう施す。

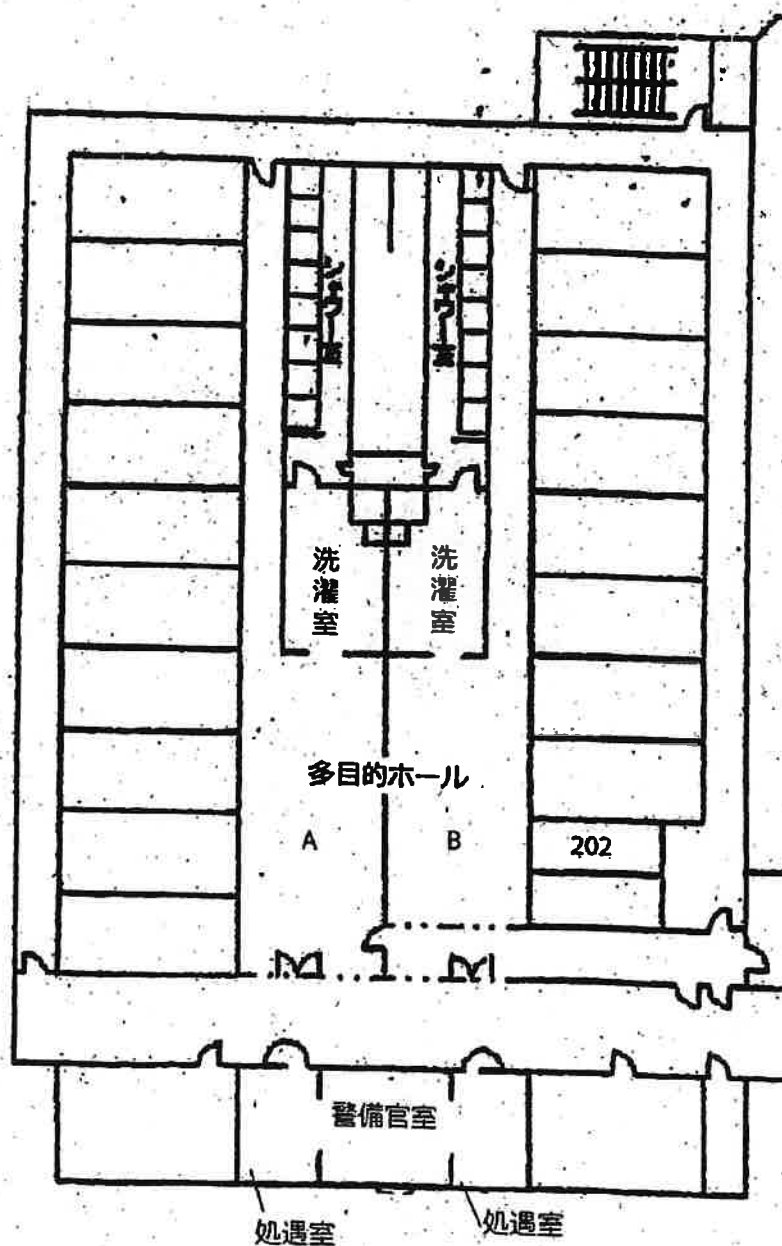
ウ、エ (略)

20 3 (略)

第3節 (略)

第3章 (略)

3 寮見取図



暴行時の原告と入国警備官 A の位置関係

3 寮 B 2 0 2 号室

